

## 令和 7 年度第 2 回飯塚市男女共同参画推進委員会 次第

日 時 令和 7 年 7 月 31 日 (木)  
10 時 00 分～12 時 00 分 (予定)  
場 所 飯塚市役所本庁 4 階 入札室

### 1. 事業者紹介

### 2. 議題

- (1) 第 2 次飯塚市男女共同参画後期プラン令和 6 年度進捗管理に対する意見への回答について
- (2) 男女共同参画に関する市民意識調査票 (案) について
- (3) 女性の労働状況に関する事業所調査票(案)について
- (4) その他

#### 【事前送付資料】

資料 1-1 令和 6 年度男女参画後期プラン進捗管理意見書回答  
資料 1-2 令和 6 年度男女参画後期プラン進捗状況調査票【管理指標】意見書回答  
資料 1-3：各取組に関する追加資料  
資料 2-1：市民意識調査票  
資料 2-1：市民意識調査票比較表  
資料 3-1：女性の労働状況に関する事業所調査票  
資料 3-2：女性の労働状況に関する事業所調査票比較表  
資料 4：市民意識調査票・事業所調査票意見書 (様式)

#### 【当日配布資料】

次第

資料 1-4 第 2 次飯塚市男女共同参画後期プラン 令和 6 年度進捗管理について (総括表)  
資料 1-5 第 2 次飯塚市男女共同参画後期プラン 令和 6 年度進捗管理説明資料 (進捗評価が低評価であった取組について)  
資料 1-6 育児中の柔軟な働き方制度等に関する実態調査 調査結果報告書概要版 (福岡県) 一部抜粋

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標1 あらゆる年代における男女共同参画への意識づくり

| 番号 | 取組№ | 取組内容                                                                                      | 各課の取組の概要                                                                                                                  | 実施項目                                                                                                               | 指標                                        | R6                                    | 進捗評価              | 今後の取組                                                           | 質問、意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 回答                                                                                                                                                                                                                                       |
|----|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|---------------------------------------|-------------------|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 1   | 「男女共同参画社会基本法」「人権教育啓発推進法」「飯塚市人権教育・啓発基本指針（改訂）」に基づき、女性の人権をはじめとする人権尊重意識の普及・啓発を行います。           | ドメスティックバイオレンス（DV）やセクハラ・マタハラ行為など女性に対する暴力や嫌がらせなど女性の人権問題の解消に向けた啓発パネルの掲示、市報「人権いっぴかぬくもり」でジェンダー平等や女性の人権について啓発を行います。             | ①パネル掲示回数<br>②市報掲載回数<br>③人権いっぴか特集号掲載（毎年12月に発行）<br>④DVDの貸出回数                                                         | 各実施回数                                     | ①2回<br>②1回<br>③1回<br>④8回              | B-80%程度達成できている    | パネルの展示やDVDの貸し出しを継続して行う。                                         | 各交流センターに掲示してあるパネルは男女課または人権・同和政策課からの貸出でしょうか？交流センター独自に取り組まれている啓発などあれば実施項目ととりあげることもよいのではないのでしょうか？<br>・R6は「啓発冊子での啓発を予定」されていましたが、どうなりましたか。                                                                                                                                                                                                                                                                        | ・交流センターに展示している人権啓発パネルは、人権・同和政策課からの貸し出しパネルとなっております。<br>・まちづくり協議会と連携して啓発事業を実施している交流センターについては、確認しておりますが、男女共同参画に特化した取り組みについては、把握していません。<br>・令和6年12月に発行した「人権いっぴか」の冊子の中に「女性の人権」をテーマとした内容を掲載しております。（人権・同和政策課）                                   |
| 2  | 2   | 市報や市ホームページ、地域への出前講座などあらゆる媒体や機会を活用し、ジェンダーの視点に立った固定的な性別役割分担意識是正のための広報・啓発の充実を図ります。           | あらゆる媒体・機会を活用し、幅広く広報・啓発活動を行う。                                                                                              | ①市報掲載<br>②市ホームページ掲載(更新)<br>③情報誌サンクス発行<br>④男女共同参画推進センター主催講座開催<br>⑤出前講座開催                                            | 各実施件数                                     | ① 1件<br>② 3件<br>③ 1件<br>④ 6件<br>⑤ 17件 | A-100%達成できている     | 幅広い年齢層や職域等に対応する広報・啓発活動を視野に入れ、今後も継続実施する。                         | ・R6年度は単独での情報誌サンクスの発行はなく、市報に掲載されていましたが、どのような状況でしょうか？また、出前講座はどのような会場で実施しましたか？<br>・昨年度の委員質問への回答で、取組№2の進捗評価がA（100％？）なのは「実施項目のすべてにおいて実施できたため」と回答されていました。<br>しかし、そのような考えが許容されるのは、その取組の進捗状況が管理指標（取組№2の管理指標は№1）の毎年の進捗評価を表すことができるものに限られるべきではないでしょうか。<br>そのような考えで評価されているすべての項目について言えると思うのですが、もしも取組の進捗が高評価でありながら結果的に管理指標が目標達成に至らなかった場合に、取組の進捗が高評価であったことの説明がきちんとできるのか疑問に思います（他の取組との兼ね合い、複合的要因とでも説明なさるのならば、それでは釈然としません。）。 | ・「情報誌サンクス」は従来、施設への配架、講座やイベント時の配布等を行っていましたが、R6年度より市報に掲載することで、より多くの市民に見ていただけたのではないかと考えています。出前講座は「飯塚市民生委員・主任児童委員協議会の各地区定例会」や「福祉委員研修会」、「まちづくり協議会代表者会議」などで、会場は交流センターや市役所会議室を会場として実施しました。<br>・ご意見については、プラン進捗管理の今後の課題として検討させていただきます。（男女共同参画推進課） |
| 3  | 3   | 成人式のパンフレット冊子に男女共同参画に関する啓発事項等を掲載し新成人への配布を行います。                                             | 男女共同参画の啓発に関する考えを浸透させる。                                                                                                    | パンフレットの配布、男女共同参画推進課による講演会を実施。                                                                                      | ①実施の有無<br>②配布数                            | ①実施<br>②803                           | A-100%達成できている     | パンフレットの配布を継続して行う。<br>令和7年度の取組みにおいて、男女共同参画推進課と協議・調整を行う。          | パンフレットの配布や外部からの講師の話もよかったよと参加していた人から聞きました。来年度はぜひ出前講座の実施もご検討ください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | ご意見をありがとうございます。<br>関係所管課と協議・連携を行いながら、検討して参ります。（生涯学習課）                                                                                                                                                                                    |
| 5  | 4   | 市が発行する刊物物においては、性別に基づく固定観念にとらわれない、男女の多様なイメージが社会に浸透していく表現に努め、多様な男女の生き方や働き方に関する市民の意識改革を促します。 | 飯塚市が毎月発行している広報いっぴか等、市が発行する発刊物物において、固定観念で男女の役割分担がされたイラストや用語が使用されていないかチェックを行う。                                              | 「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」などを活用し、市報の作成を行った。また、年1度実施している「広報研修（伝える・伝わる研修）」において、男女の広報に係る表現方法のポイント説明を2回実施（管理職向け・一般職員向け）した。 | チェック回数(年12回発行のため最低12回)及び広報研修での説明回数(2回)の合計 | 14回                                   | A-100%達成できている     | 引き続き、広報研修では男女共同参画視点での広報のポイントを啓発するとともに、発行情物に関してもイラストや用語のチェックを行う。 | 学校からの発行情物についてのチェックはどのようにされているか把握できるのでしょうか。多分校内では最終チェックは管理職だと思いますが、その基準になる研修は実施されているのでしょうか？市役所内の研修内容を教育現場でも取り入れてはどうでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 学校からの発行情物への確認は校務所掌部署となりますが、学校教育課や教育総務課などの職員が受講できる広報研修は年1度当課主催で行っており、福岡県大野城研修でも研修の実施があります。また、過去には上記市職員研修の未受講者向けに庁内掲示板等で研修同様の資料を展開できる取組を当課で行いましたので、引き続き同様の環境を用意したいと考えております。（情報管理課）                                                         |
| 7  | 6   | 広報誌や各種講座を通じ、SDGsについて広報し、啓発に努めます。                                                          | あらゆる媒体・機会を活用し、幅広く広報・啓発活動を行う。                                                                                              | ①市報掲載<br>②市ホームページ掲載(更新)<br>③情報誌サンクス発行<br>④男女共同参画推進センター主催講座開催<br>⑤出前講座開催                                            | 実施件数                                      | ① 0件<br>② 0件<br>③ 0件<br>④ 2件<br>⑤ 17件 | D-50%程度しか達成できていない | 掲載可能な媒体を洗い出し、より多く掲載していく。                                        | ①～③の媒体での今後の活用について具体的な活用の見通しがあればお知らせください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | ①及び③は、今後掲載予定のものは積極的に「ロゴ」を入れ、②については、「SDGs」ページの追加をいたしました。<br>また、その他広報媒体で可能なものも積極的に掲載するよう併せて検討します。（男女共同参画推進課）                                                                                                                               |
| 11 | 9   | 業務統計を含む各種統計の実施にあたっては、男女の置かれている状況を客観的に把握するためのデータの充実という観点から、可能な限り男女別のデータを収集するように努めます。       | 男女共同参画の視点からの表現のガイドラインに、アンケート実施時の性別欄の書き方例等を示しているが、ジェンダー統計については、必要性等も十分検討し、アンケート回答者の感情に配慮して行う必要があるため、今後も国等の方針等を注視して、実施していく。 | 各課からのジェンダー統計に関する質問につき、適宜回答し、ジェンダー統計が円滑に進むようその考え方を伝える。                                                              | 担当課からの相談の受付                               | 随時実施                                  | A-100%達成できている     | 今後も各課からの相談に対し、ジェンダー統計が円滑に行われるよう助言していく。                          | 男女共同参画推進協議会委員対象の研修内容について差支えない範囲で教えてください。また、今後市民意識調査の実施にむけて質問票作成に関わるうえで市の考え方をお知らせください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 研修内容は、ジェンダー統計の重要性やアンケート等における性別欄の基本的な取り扱い、性別情報の取得を検討する際の流れ、性別情報を収集する場合の配慮、性別を問うアンケート等での記載例などとなっています。<br>市民意識調査の質問票作成につきましては前回調査を基本としつつ、近年の動向を踏まえて作成したいと考えています。（男女共同参画推進課）                                                                 |
| 14 | 11  | 乳幼児期から子どもの発達段階に応じ、男女が互いの人権を尊重し、性別にとらわれない個性を育む教育・保育を推進します。                                 | 保育所保育指針、こども園教育・保育要領に基づき性別の固定観念にとらわれず、また役割分担意識を植え付けることの無い、人権尊重・男女共同参画の視点にたった教育・保育を実施する。                                    | 保育現場で使用する色の概念や遊びの選択を保育士側が決めつけない指導を行っていく。                                                                           | 実施回数                                      | 公立5園中5園実施                             | A-100%達成できている     | 乳幼児期から子どもの発達段階に応じ、男女が互いの人権を尊重し、性別にとらわれない個性を育む教育・保育を推進する。        | ・学校教育との連携も含めて、私立や企業内施設への働きかけについてはどう考えますか。<br>・昨年度も意見を出しましたが「私立園の取り組み状況については調査を行われたか、調査結果はどうであったか」ということについて、保育課の回答は「監査の際、確認をしています。」とのことでした。<br>改めてお尋ねします。「私立園の取り組み状況については調査を行われたか、調査結果はどうであったか」、また、「監査の際、確認をしています。」とは具体的に何が確認されたのでしょうか。<br>元々、市民の意識や生活経済環境のあり方を変えていく取り組みの進捗評価に関して、公立の園に係る取り組みだけで評価を行う手法が疑問であることからこの意見は発しています。                                                                                 | ・幼児期は、保育者や周りの大人が男女の平等を意識した声掛けを行い、子どもが自分らしさを尊重できる環境づくりをすることが重要である時期と考えておりますので、施設に対して情報の提供を行うとともに、監査時において保育の状況や保育者の意識について確認し、指導をしていきたいと考えております。<br>・私立園について、全園、取り組んでおり、確認方法としては、監査の際に人権等の研修の中で実施されていることを確認しています。（保育課）                      |

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標1 あらゆる年代における男女共同参画への意識づくり

| 番号 | 取組No | 取組内容                                                                                                    | 各課の取組の概要                                                                                         | 実施項目                                                                              | 指標                  | R6                                         | 進捗評価              | 今後の取組                                                                                              | 質問、意見                                                                                                                                                                                                                        | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------------|--------------------------------------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 15 | 11   | 乳幼児期から子どもの発達段階に応じ、男女が互いの人権を尊重し、性別にとられない個性を育む教育・保育を推進します。                                                | 各校の学校保健計画の中に位置づけ、 <b>教育活動全般において計画的に実施する。</b>                                                     | 各校の学校保健計画の中に人権教育(小学校は「性に関する指導、中学校は「心身の発達と心の健康」)」と位置づけ、 <b>教育活動全般において計画的に実施する。</b> | 学校数                 | 29校                                        | A:100%達成できている     | 今後も男女共同参画の視点に立った教育を充実させ、発達段階に応じた学習を行うよう周知する。                                                       | ・私立の学校を対象とした取組全般についても「私立学校を取組の対象に含めて評価を行っていますか。含めていない場合、その合理的理由はありませんか。」とお尋ねをいたします。<br>・実施項目では学校保健計画となっていますが、学校教育全般において位置づけられるべきではないでしょうか。文言の修正が必要ではないかと思います。                                                                | 私立学校は私人(学校法人)によって設立・運営されており、国公立学校とは異なる法体系(私立学校法)に基づいて運営されています。そのため、教育委員会は主に公立学校の設置・運営を所管しており、私立学校に対しては直接的な指導・命令権限が限定的となります。<br>また、私立学校の運営は「自主性を尊重する」ことが法的に定められており、教育委員会が一律に施策を適用することは難しい場合があります。<br>そのため、今後、私立学校側からの協力要請があった場合は、協議の場を設けるなど連携を図ってまいります。<br>・学校保健計画には、学校における行事・各教科・各組織活動等、教育活動全般における各学年の取組が位置づけられており、その中で効果的に実施しております。<br>(学校教育課) |
| 17 | 13   | 児童・生徒が将来の自立に向けて、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、自らの生き方を考え、自分の意志と責任で進路を選択し決定する能力・態度を身につけることができるよう、キャリア教育の充実を図ります。 | 各学校において各教科等の指導を通して、キャリア教育に必要な基礎的・汎用的能力を育成するため、年間計画に沿って、固定的な役割分担意識にとらわれないキャリア教育を実施する。             | 令和5年度からの市キャリア教育事業の実施に向けて、各校でのキャリア教育推進のための情報提供、計画作成を支援した。                          | 実施学校数               | 29校                                        | A:100%達成できている     | 企業や地域等の協力を得ながら、様々な職種や性別にとられない、進路選択につながる学習、実態に合った活動を継続して実践していく。                                     | 職場体験において、企業や地域によっては、性別で判断され職場体験の内容や場所が限定されているような実態はないのでしょうか。あった場合に学校からの要望などはどのようにされているのでしょうか。<br>また、いづか子ども体験型キャリア教育事業(SRやLR)では、ボランティアスタッフなども参加されておられますが、子どもたちの役割を決める際など、どのような視点で取り組まれているのでしょうか。<br>(リーダーは男の子、など視点が偏っていませんか。) | ・職場体験活動において、男女で人数が分かれるような職場について報告は聞いておりません。また、学校では男女で限定される職場には依頼しない等の対応が考えられます。<br>・リーダーを決定する際には、男女で決めることはないと考えられます。先生方にも男女共同参画の視点に立った取組を行っていただいております。<br>(学校教育課)                                                                                                                                                                               |
| 18 | 14   | 男女共同参画の視点に立った教育・保育を实践できる人材を育成するため、教職員、保育士等の研修会等への参加を推進します。                                              | 男女共同参画に係る校内・校外研修会等の案内を各学校に文書で通知するとともに、校長会及び教職員において周知及び参加の奨励を行った。                                 | 研修会等の案内の周知及び参加の奨励を行い、人材育成を図った。                                                    | 周知回数                | 1回                                         | A:100%達成できている     | 職場環境づくりに努め、県が主催する研修等へ、より積極的な参加ができるよう周知を行った。                                                        | 県が主催するR6年度の研修内容はどのようなもので、参加体制はどのようにされましたか。                                                                                                                                                                                   | 性暴力対策アドバイザー派遣事業において、アドバイザーを県から派遣し、児童・生徒に学習を行う際に、各学校において全職員参加の校内研修実施しております。また、男女共同参画週間や男女共同参画に関する内容の周知を行い、各学校において随時研修を実施しております。<br>(学校教育課)                                                                                                                                                                                                       |
| 19 | 14   | 男女共同参画の視点に立った教育・保育を实践できる人材を育成するため、教職員、保育士等の研修会等への参加を推進します。                                              | 男女共同参画の視点に立った教育・保育を实践できる人材を育成するため、父親の保育所・こども園の行事の参加、子どもの男女共同参画の理解・将来を見通した自己形成の促進に寄与する教育、保育を実施する。 | ①父親の保育所・こども園の保育参観や給食試食会の実施<br>②クラス名簿は月齢順・出席簿は五十音順。並ぶ順番は男女混合性別で分けない。               | ①実施園数<br>②クラス名簿等実施数 | ①保育参観は公立5園中5園、給食試食会は1園実施<br>②名簿等は公立5園中5園実施 | B:80%程度達成できている    | 男女共同参画の視点に立った教育・保育を实践できる人材を育成するため、教職員、保育士等の研修会等への参加を促す。                                            | 実施項目②の並ぶ順番は「男女混合」と表記されていますが、「性別で分けない」との表現がより適切ではないかと思います。                                                                                                                                                                    | ご指摘のとおり、表現を改めさせていただきます。<br>(保育課)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 21 | 16   | 「コスモス大学」での一般教養講座や各地区交流センター開催の高齢者を対象とした事業の中に男女共同参画の推進に関する講座を加え、高齢者の学習の機会を提供します。                          | 「コスモス大学」一般教養講座のカリキュラムや各地区交流センター講座に、男女共同参画の推進に関する講座を実施していく。                                       | 「コスモス大学」一般教養講座や各地区交流センター講座において、男女共同参画推進に関する講座を男女共同参画推進課と実施。                       | 実施回数                | 2回                                         | D:50%程度しか達成できていない | 今後も講座等において、男女共同参画推進課と協議を行い、講座を実施していく。                                                              | コスモス大学での講座ではD評価になっていますが、その理由についてはどのように分析されていますか。                                                                                                                                                                             | 実施項目においては、事業実施対象はコスモス大学事業だけでなく、他交流センターを含めております。現状では、全交流センターで実施できていないため、D評価とさせていただきます。<br>(生涯学習課)                                                                                                                                                                                                                                                |
| 27 | 21   | 魅力あるテーマづくりや参加者同士の仲間づくりなどを促進するとともに、託児付き講座の開催や開催時間の配慮など、参加しやすい環境づくりに努めます。                                 | 託児が必要な方も配慮しながら、育児中の方や仲間づくりを求める方が参加しやすい講座を開催する。                                                   | 各交流センター及び中央公民館講座においては、計画段階で託児が必要かどうかを検討し、必要な場合は託児付きを実施している。                       | ①講座実施回数<br>②託児実施回数  | ①79回<br>②12回                               | B:80%程度達成できている    | 異世代交流や子育て世代の方が参加しやすい講座においては、託児があると集中して講座に参加できるように、今後も託児付きを実施していきたい。<br>また、開催日時についても参加者を配慮して実施していく。 | 実施項目では「必要な場合は託児つきを実施」とありますが、全講座の案内に「託児あり」と案内されていないということですか?判断はどのようにされているのでしょうか。参加者に配慮した開催とは、具体的にどのような検討だったのでしょうか。                                                                                                            | 子育て世代の参加等、事業企画段階から実施内容や過去の実績を踏まえて託児が想定される場合、「託児つき」の案内を行っております。<br>参加者に配慮した開催については、例えば子育て世代の方が参加されやすい講座においては平日昼間の開催や、親子で参加される講座においては土日を検討するなどを行いました。<br>(生涯学習課)                                                                                                                                                                                  |

| 番号 | 取組№ | 取組内容                                                                                                                      | 各課の取組の概要                                                               | 実施項目                                                                                                                                       | 指標                                               | R6                                                                                                                       | 進捗評価           | 今後の取組                                                                                          | 質問、意見                                                                                                                                                                                     | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 33 | 26  | 市の目標審議会等における委員選定時の女性委員の割合は原則40%以上60%以下を目指し、女性委員のいない審議会等が発生しないよう、「女性人材バンク」の活用及び「飯塚市審議会等の委員への女性登用推進に関する要綱」に基づく女性委員の登用に努めます。 | 審議会の女性委員登用率が40%から60%となるよう、審議会所管課の職員とともに女性委員を増やすために努力をしていく。             | 審議会所管課職員と協議の上、女性委員登用率向上策を検討し助言する。                                                                                                          | 審議会委員の推薦依頼前協議の実施                                 | 6回                                                                                                                       | B:80%程度達成できている | 女性委員登用率40%を超えるような方策について調査研究する。                                                                 | 女性委員0の審議会はありますか。どのような分野の審議会の登用が困難なのでしょうか。                                                                                                                                                 | 市民参画による審議会のうち、農区長の女性登用率が0%となっておりま<br>す。<br>なお、地方自治法202条の3の審議会におきましては、女性委員登用率<br>0%の審議会はございません。<br>(男女共同参画推進課)                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 35 | 27  | 子育て中の女性も委員として社会参画できるよう、託児など女性委員参画のための環境づくりに努めます。                                                                          | 審議会開催時の託児の実施につき、審議会所管課に働きかけ、子育て中の女性も審議会員として参画しやすい環境づくりを行う。             | ①審議会担当課職員への周知依頼<br>②SNS、市報、チラシ等を活用した市民への周知回数                                                                                               | ①直接周知を依頼した回数<br>②市民への周知回数                        | ①6回<br>②0回                                                                                                               | B:80%程度達成できている | 託児は女性だけが利用するものではないので、次期プランに向けて取り組みの在り方を検討する。                                                   | 女性の登用率UPを目標としての託児などの環境整備をすることで子育て世代も含めてあらゆる世代、性別の方の参画につながると思います。                                                                                                                          | ご意見ありがとうございます。子育て世代をはじめあらゆる世代、性別の方が参画しやすい環境づくりに努めてまいります。<br>(男女共同参画推進課)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 36 | 28  | 性別にとらわれない人事配置や管理職への登用、女性職員の職域拡大、介護・育児休業を取得しやすい体制づくりなど、「飯塚市特定事業主行動計画」に基づき、市が事業者の模範となるための取組を進めます。                           | 性別にとらわれない人事配置や管理職への登用<br>特定事業主行動計画に基づく介護・育児休業取得周知等の推進                  | 性別にとらわれない人事配置や管理職への登用に努めた。<br>特定事業主行動計画に基づく介護・育児休業取得周知等の推進に取り組んだ。                                                                          | ①課長以上職の割合<br>②課長補佐職の割合<br>③介護休暇取得者数<br>④育児休業取得者数 | ①11.3%<br>②37.9%<br>③介護休暇：0名<br>短期介護休暇：3名(女性)<br>④対象者：55名<br>(男性18名・女性37名)<br>取得者：48名<br>(男性11名・女性37名)<br>※常勤職員(継続取得中含む) | B:80%程度達成できている | 引き続き、マネジメントフローを活用し、介護・育児休業制度の周知を積極的に行い、取得促進を図る。<br>また、性別に関わらず職員が働く意欲を持ち続けられるための各種支援や取り組みを実施する。 | 今後は育児取得率の向上だけでなく、育休中の内容の充実が望まれるのではないのでしょうか。そのような視点での職員研修も検討されないのでしょうか。例えば育休中に「俺の昼飯は？」と言う行動の父親の話も聴きますので、実際の子どもや家族への関わり方の充実に受けての研修(?)など。また、今後もさらに介護保険の活用が困難な家族によって介護離職にならないような介護休暇制度が望まれます。 | 休暇取得中の職員は、その意義を十分理解したうえで育児に専念し、充実した家族との生活を過ごしているものと捉えておりますが、ご意見にありますような「子どもや家族とのより充実した関わり方」について、「職員研修所が実施する研修」という形態による職員への意識醸成が必要と認められる場合など、今後必要に応じ実施を検討いたします。なお、男性職員の育児休業取得促進に係る管理職向けの研修においては、講師の実体験を踏まえた子どもや家族へのかかり方や実際に育児休業を取得した男性職員の体験談にも触れております。<br>介護休暇については、介護休暇(6か月を超えない範囲)、短期介護休暇(年5日)、介護時間(1日に2時間を超えない範囲)の休暇制度を設けており、介護による休暇取得希望者への周知等を行っております。なお、全職員に対してはワーク・ライフ・バランス両立支援ハンドブックにより周知しております。<br>(人事課) |
| 39 | 29  | 事業所や地域団体等に対して、女性の参画促進の重要性・必要性について理解を得られるための周知・啓発、情報提供を進めます。                                                               | 自治会役員等の選任は、積極的に女性を役員に登用するよう促し、男女ともに地域づくりに参画するという考えを推進する                | 自治会会長会の役員改選時などに、女性の参画を促した。男女共同参画の推進の項目が掲載された自治会長ハンドブックを配布することにより、役員への女性参画を促進した。                                                            | 自治会会長に配布するハンドブック数<br>全会長人数<br>271人               | 270部                                                                                                                     | A:100%達成できている  | 継続して自治会会長会の役員改選時などに、女性の参画を促していく。地域の自治会に対しても、引き続き自治会会長に配布するハンドブックを用いて、役員への女性参画を促進する。            | ・ハンドブックの内容を教えてください。(該当部分だけでも) また、まちづくり協議会において同様のとりくみがあれば教えてください。規約の改正など実施に女性の登用を明文化した協議会はありませんか。<br>・自治会長ハンドブックを配付することで、自治会役員の女性登用促進になるとは思えません。もっと積極的な取組が必要だと思います。                        | ・自治会長ハンドブックP7参照(別紙のとおり)<br>・市よりまちづくり協議会の構成員に配布しているハンドブックはなく、各地区の協議会規約を確認しましたが、女性の登用について明文化している協議会はありません。しかし、規約改正により12地区のうち8地区について男女共同参画の視点について明記されています。(R7.7.1現在)<br>・自治会会長において男女共同参画の情報提供や出前講座の案内を実施していきます。<br>(まちづくり推進課)                                                                                                                                                                                      |
| 42 | 31  | 地域活動団体等における女性の登用状況の把握に努め、団体役員への女性の登用など、女性が方針決定の場に参画できるよう団体等への啓発に努めます。                                                     | まちづくり協議会における女性役員の登用状況を把握し、団体役員への女性の登用を促進する                             | まちづくり協議会における女性の登用状況を把握し、役員改選前に、積極的な女性役員の登用について会議で団体役員に説明し、女性参画を促進を啓発した。                                                                    | まちづくり協議会役員の女性登用率目標<br>40%とする                     | 22.51%<br>43/191人中                                                                                                       | C:60%程度達成できている | 継続してまちづくり協議会における女性役員の登用状況を把握しながら、団体役員への女性の登用を促進していく                                            | まちづくり協議会の女性登用率目標が40%であることを、まちづくり協議会の皆さんに周知が来ているのでしょうか。                                                                                                                                    | 現在、役員の女性登用については、市が掲げる目標として40%が示されており、その趣旨は各関係者にも随時お伝えしているところですが、必ずしも全員が具体的な数値まで把握しているとは限りませんが、今後も機会をとらえて、より丁寧な周知に努めます。<br>(まちづくり推進課)                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 43 | 31  | 地域活動団体等における女性の登用状況の把握に努め、団体役員への女性の登用など、女性が方針決定の場に参画できるよう団体等への啓発に努めます。                                                     | 地域活動団体等に対して啓発を行う。                                                      | ①男女共同参画推進センター、本庁等の公共施設及び民間施設でのパンフレット等の配架及びパネル展示<br>②市報掲載<br>③市ホームページ掲載(更新)<br>④情報誌サックス発行<br>⑤イクボス研修の市公式YouTube配信<br>⑥県主催キャリアアップセミナーのチラシ等配架 | ①実施箇所<br>②～⑤掲載件数<br>⑥実施箇所                        | ① 28箇所<br>② 1件<br>③ 2件<br>④ 1件<br>⑤ 1件<br>⑥ 26箇所                                                                         | A:100%達成できている  | 今後も関係課とも連携を図りながら地域団体等に対し、周知・啓発、情報提供を行っていく。                                                     | 情報誌サックスとして単独の発行は大変と思いますが、今後もそのような形になりますか？                                                                                                                                                 | 「情報誌サックス」は単体で印刷し、施設への配架、講座やイベント時の配布等を行っていましたが、より多くの市民に触れていただくため、R6年度より市報に掲載する方法に変更いたしました。<br>(男女共同参画推進課)                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 44 | 32  | 固定的な性別役割分担意識にとらわれない、女性が方針決定の場へ積極的に参画できるよう、意識改革の啓発に努めます。                                                                   | 審議会への女性委員登用数を増やすほか、市報、HP等の広報媒体も活用し女性が方針決定の場に積極的に参画できるよう、意識改革の啓発を行っている。 | ①市職員が団体等へ審議会の女性委員登用を呼びかけることで、市内団体の意識改革ができるので、審議会委員の女性登用数を増やす取組を継続する。<br>②市報、SNS等で女性人材バンク登録や審議会委員の女性登用を呼びかける。                               | ①直接周知を依頼した回数<br>②市報、SNS掲載回数                      | ①6回<br>②市報1回                                                                                                             | B:80%程度達成できている | 女性が方針決定の場へ積極的に参画できるよう、これからもあらゆる機会を活用し周知・啓発に努める。                                                | 市内団体へ登用を呼びかける場合、実際はどのようなものですか。例えば〇〇審議会へは〇〇協議会へ打診するなど。また女性人材バンクを登録者をご紹介いたしますが、その後は担当課に引き継ぎ審議会等の内容説明を行うこととなります。令和6年度に委員登用につながった事例は2件でした。<br>(男女共同参画推進課)                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

| 番号 | 取組No. | 取組内容                                                             | 各課の取組の概要                                                                                                                                                               | 実施項目                                                                                                                                                                    | 指標                               | R6                             | 進捗評価           | 今後の取組                                                                    | 質問、意見                                                                                                               | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----|-------|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|----------------|--------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 45 | 33    | 地域活動における女性リーダー育成のため、研修や講座等の機会の提供と情報提供の充実を図ります。                   | 女性リーダー育成のための研修や講座等の情報提供を行う等の支援を行う。                                                                                                                                     | ①共催・会場提供<br>②男女共同参画推進センター、本庁でのチラシ等の配架<br>③市報掲載<br>④市ホームページ掲載(更新)                                                                                                        | ①実施件数<br>②実施箇所<br>③実施件数<br>④実施件数 | ① 2件<br>② 26箇所<br>③ 2件<br>④ 2件 | A:100%達成できている  | 今後も引き続き講座等の情報提供を行っていく。                                                   | ②の配架の箇所が倍増していますが、どちらが増やされたのでしょうか。またR7年度も同様に配架されているのでしょうか。                                                           | 本庁、各支所、各交流センター、各子育て支援センター、各図書館の26箇所です。令和7年度も同様に配架する予定です。<br>(男女共同参画推進課)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 46 | 33    | 地域活動における女性リーダー育成のため、研修や講座等の機会の提供と情報提供の充実を図ります。                   | 女性のスキルアップ・活躍を推進する。                                                                                                                                                     | 交流センター講座において、女性のスキルアップ、女性の活躍につながるような講座を開催する。                                                                                                                            | 実施回数                             | 22回                            | B:80%程度達成できている | 女性のリーダー育成に効果的な研修・講座のメニューを検討・実施していく。                                      | 認知症講座が女性のリーダー育成につながるかとされた根拠はなんでしょうか？                                                                                | 女性リーダー養成には、多様な場面やケースに対応できる視点(知識)が必要であると考えており、これらの視点を養うための機会や情報の提供に努めております。<br>今回実施した認知症予防に関する講座もそのひとつとして取り組んでいるものです。今後も、学習の機会や情報提供を積極的に行ってまいります。<br>(生涯学習課)                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 50 | 36    | 職場における固定的な性別役割分担意識の解消、男女平等を推進するために、あらゆる機会や手段を活用して啓発に努めます。        | イクボス推進事業を通じて、男女ともに働きやすい職場づくりの啓発からはじめて、女性活躍を推進し、職場における男女平等を推進していく。                                                                                                      | ①イクボス研修を開催し、男女ともに働きやすい職場づくりを啓発する。<br>②新規イクボス宣言事業所を募り、働きやすい職場づくりを始める事業所を増やす。                                                                                             | ①イクボス研修の開催<br>②新規イクボス宣言事業所数      | ①1回<br>②7社                     | A:100%達成できている  | 令和7年度に予定している事業所調査等の機会を活用し、イクボス推進事業について周知するとともに、イクボス宣言事業所増加に向けた取り組みを行います。 | 47-34の取り組みと同様な文言なので、違っていませんか？                                                                                       | 申し訳ありません。今後の取組欄については下記のとおり修正させていただきます。<br>「令和7年度に予定している事業所調査等の機会を活用し、イクボス推進事業について周知するとともに、イクボス宣言事業所増加に向けた取り組みを行います。」(男女共同参画推進課)                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 52 | 36    | 職場における固定的な性別役割分担意識の解消、男女平等を推進するために、あらゆる機会や手段を活用して啓発に努めます。        | 女性の活躍に関する農業者全体の理解を促進する。                                                                                                                                                | 女性を中心とした研修会や交流会を令和6年度は6回実施し、女性部会の会報誌を作成し、女性農業者の活動を男性農業者に周知した。                                                                                                           | 女性を中心とした研修会や交流会の開催数、女性の合計参加人数    | 6回<br>34名                      | A:100%達成できている  | 飯塚市認定農業者協議会女性部会の会員を増やすために、今後も女性を中心とした研修会や交流会を開催し、女性部の活動を会報誌等で周知していく。     | 昨年度意見を出しました「管理指標ではどれが当てはまるか」について、男女共同参画推進課からは「管理指標No.1」との趣旨の回答をいただいたところですが、管理指標No.1は基本目標1の範疇ですので、管理指標のご認識が不適当と考えます。 | 昨年の回答を訂正させていただきます。本取組に該当する管理指標は設定されておりません。<br>現プランにつきましては「男女の人権が尊重され、誰もが自らの意思に基づき活躍でき、安全・安心に暮らせる社会の実現」を基本理念として、男女共同参画社会の実現に向けて、市の施策の中から「124の取組(施策)」を選定し、関係各課において重点的に取組を進めています。<br>さらにこれら124の施策の進捗状況や成果を把握・評価するために、管理指標として「27指標」を設定し、その達成度合いについて継続的に確認しています。<br>現在のプランでは124すべての取組と管理指標を直接結び付けはできておりません。すべての取組の中からいくつかを管理指標として設定しているものでございます。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。<br>なお、次期プランにおける取組と管理指標のあり方につきましては、市民の皆さまに分かりやすいものとなるよう検討してまいります。(男女共同参画推進課) |
| 53 | 36    | 職場における固定的な性別役割分担意識の解消、男女平等を推進するために、あらゆる機会や手段を活用して啓発に努めます。        | 人事課において実施する研修派遣(福岡県市町村職員研修所、福岡県建設技術情報センター、市町村職員中央研修所、自治大学校、全国市町村国際文化研修所)や本市職員研修所で実施する各種研修(行政経営研修、人事評価研修、メンタルヘルス研修)への参加推進を性別にとらわれることなく実施し、職場において男女が対等なメンバーであるとの意識醸成を図る。 | 人事課において実施する研修派遣(福岡県市町村職員研修所、福岡県建設技術情報センター、市町村職員中央研修所、自治大学校、全国市町村国際文化研修所)や本市職員研修所で実施する各種研修(行政経営研修、人事評価研修、メンタルヘルス研修)への参加推進を性別にとらわれることなく実施し、職場において男女が対等なメンバーであるとの意識醸成を図った。 | 外部研修派遣者数                         | 対象者217名<br>(男性142名・女性75名)      | A:100%達成できている  | 引き続き可能な限り研修への派遣を行う。その際は性別役割分担意識の解消、男女平等意識の醸成を目指す啓発を継続する。                 | 研修参加の男女比はどうでしょうか？せめて参加比5:5が望ましいと思いますが。                                                                              | 派遣職員の決定は、原則として職員の希望制を採っております。女性職員の積極的な受講を促すなど、多くの職員が意欲的に研修派遣に参加し、より充実した学びを得られるよう引き続き努めます。<br>(人事課)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 55 | 37    | 職場における労働条件や労働環境などに関する労働相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携を強化し、相談機能の充実に努めます。 | 県筑豊労働者支援事務所と連携し、男女共同参画推進センター「サンクス」にて職場の悩み相談、就労相談を実施する。                                                                                                                 | 男女共同参画推進センター「サンクス」にて職場の悩み相談、就労相談を実施し、周知する。                                                                                                                              | ①相談実施月<br>②市報掲載回数                | ① 12回<br>② 12回                 | A:100%達成できている  | 今後も関係機関と連携し、事業周知を図りながら継続実施する。                                            | 主な相談内容はでしょうか。差し支えない範囲で教えてください。                                                                                      | 当事業は福岡県からの相談員派遣により、月1回実施しています。同様の相談は筑豊労働者支援事務所が常時実施しているため、相談希望者からの問合せがあった際は、「早めの相談を希望する際は筑豊労働者支援事務所に問合せする」よう案内しています。これより、近年のサンクスでの相談実績はほとんどないのであるが実情です。<br>(男女共同参画推進課)                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 56 | 37    | 職場における労働条件や労働環境などに関する労働相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携を強化し、相談機能の充実に努めます。 | 労働安全衛生法第66条に基づき、産業医を設置し、産業医・保健師による健康相談等を行い、職員の健康の保持増進を図る。                                                                                                              | 産業医による健康相談の実施、保健師による健康相談の実施                                                                                                                                             | ①相談者数<br>②相談者数(保健師)              | ①産業医22人<br>②保健師333人            | A:100%達成できている  | 引き続き、職場における労働環境などに関する相談窓口の周知を図る。                                         |                                                                                                                     | 取り組みによって職員の健康の保持増進ははかられた事例などはあります。たとえば疾病の早期発見や早期治療につながったことなど。市の職員には産業医制度が実施されていますが、市内学校の教職員への対応については学校教育課との連携などはないのでしょうか。学校教育課でのとりくみは把握されていないのでしょうか                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標2 あらゆる分野における女性の活躍推進

| 番号 | 取組№ | 取組内容                                                                              | 各課の取組の概要                                                                  | 実施項目                                                                                                                                           | 指標                                                       | R6                                                                                                                                                           | 進捗評価              | 今後の取組                                                                                                            | 質問、意見                                                                                                           | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----|-----|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 59 | 38  | セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント防止のために事業主が配慮すべき事項について周知するとともに、各種ハラスメント防止に向けた広報・啓発に努めます。 | 女性に対するハラスメント防止の内容を含めた研修を実施し、防止に向けた啓発を行う。                                  | 全職員を対象とした研修において、女性に対するハラスメント防止を目指す内容を含めた研修を実施するとともに、女性の人権問題に関する設問を含む「人権に関する問題集」の理解度確認小テストを実施し、女性に対する人権意識向上を図った。                                | 研修受講者数                                                   | 844名                                                                                                                                                         | A:100%達成できている     | 今年度においても、女性に対するハラスメント防止を目指す内容を含めた研修を実施し、防止に向けた啓発に努める。                                                            | 研修を重ねることにより人権意識の向上が見られたところは、どのように検証されていますか？                                                                     | 研修受講後のアンケートや女性の人権問題に関する設問を含む「人権に関する問題集」の理解度確認小テストを実施していますが、研修はテーマを変えつつ実施しており、回答内容は一律に評価できるものではありません。意識の向上には啓発の継続が重要と考えています。（人事課）                                                                                                                                      |
| 60 | 39  | 飯塚公共職業安定所や飯塚商工会議所、飯塚市商工会などの連携を強化し、昇進や賃金、職権など職場での男女格差是正に向けた啓発を図ります。                | 各団体と連携の上、市報や事業を通じて、男女ともに働きやすい職場づくりの啓発からはじめて、女性活躍を推進し、職場における男女格差是正を推進していく。 | 市民や事業所に対し、市報や事業を通じて、女性の活躍事例等を周知していくことから始め、男女格差是正をめざしていく。                                                                                       | ①市報掲載回数<br>②関連事業実施数                                      | ①0回<br>②3回                                                                                                                                                   | B:80%程度達成できている    | 令和7年度も、福岡県共催事業として「福岡キャリア・カフェ」を年度内に2回開催予定としている。                                                                   | 開催案内の掲載も効果があると思いますが、開催後に内容を市報に掲載することで啓発に繋げることもできるのではないかと思います。                                                   | ご意見ありがとうございます。今後検討させていただきます。（男女共同参画推進課）                                                                                                                                                                                                                               |
| 62 | 40  | 女性だけでなく、男性も積極的に育児・介護休業を取得するように、情報紙や各種講座などにおいて情報提供に努めます。                           | 男性の育児、介護休業取得を推進するため、各種制度について市内事業所に周知を図る。                                  | 育児・介護休業法改正により産後パパ育休が創設されるなど、男女平等の推進を周知するためHPを作成し、育児休業給付制度について周知をした。                                                                            | 周知（市報・HP含むSNS・チラシの配架）                                    | HP掲載                                                                                                                                                         | B:80%程度達成できている    | 育児・介護休業法が改正され、令和7年4月1日より段階的に施行されるため動向に注視し、情報発信を行う。                                                               | 次年度には市内民間企業の男性育休の実情を把握される予定はありますか。                                                                              | 情報の提供を取組内容としており、実情把握を実施する予定はございません。（商工観光課）                                                                                                                                                                                                                            |
| 64 | 40  | 女性だけでなく、男性も積極的に育児・介護休業を取得するように、情報紙や各種講座などにおいて情報提供に努めます。                           | 職員に、育児参加休暇、配偶者出産休暇、育児休業の制度、介護休業についての周知を図り、取得を推進する。                        | 所属長及び職員への制度の周知をグループウェアの掲示板への掲示等により図るとともに、個別の職員からの相談の際は各制度の提示案内を行った。また、ワークライフバランスの小冊子などを掲示板に掲示し、周知を行い、取得を推進した。                                  | ①所属長・職員への周知回数<br>②職員への個別の提示案内件数<br>③小冊子の掲示による制度周知        | 173冊<br>214件<br>③1回<br><br>・育児参加休暇取得:14名、配偶者出産休暇取得:男性12名、女性の育児休業取得者8名<br>・介護休暇取得:0名、短期介護休暇取得:3名（男性0名、女性3名）<br>・育児短時間勤務取得:0名、部分休業取得:13名（男性2名、女性11名、うち1名任期付職員） | B:80%程度達成できている    | 引き続き、ワーク・ライフ・バランスの両立を支援するための各種制度の周知や職員からの相談時に各種制度の提示及び案内を積極的に行う。また、マネジメントフォローを活用し、早期での情報共有を促進し、取得率向上に向けた取り組みを行う。 | 育休と介護休暇は別項目で取り組むのが良いと思います。年代によって、例えば介護休暇制度は管理職年代になるので、現状として男性管理職が多く占める市としては取得者が少ないことが考えられます。より職場環境の整備が難しいと思います。 | 実施項目に掲げておりますワークライフバランスの小冊子の中で、休暇制度等の掲載を行っておりますことから、プランの進捗管理上同項目内で記載しております。別項目として取り組むべきかにつきましては、今後検討したいと考えます。（人事課）                                                                                                                                                     |
| 70 | 44  | 女性が活躍しやすい職場づくりのモデルとなるよう、派遣研修などを活用した人材育成に取り組み、市市職員の管理職登用のための推進に努めます。               | 派遣研修を活用した女性リーダーの育成に取り組む。また、女性職員の管理職登用について配慮する。                            | 全国市町村国際文化研修所において実施された「女性リーダーのためのマネジメント研修」に女性職員（係長級）を1名派遣し、女性管理職候補の育成を図った。また、女性職員の管理職登用について配慮した。                                                | ①研修派遣者数<br>②女性昇任者数（保育所を除く）<br>③部長級1名、課長級1名、課長補佐級1名、係長級4名 | ①研修派遣者数1名<br>②女性昇任者数1名<br>部長級1名、課長級1名、課長補佐級1名、係長級4名                                                                                                          | B:80%程度達成できている    | 今年度も引き続き、派遣研修を活用した女性リーダーの育成に取り組み、女性職員の管理職登用について配慮する。                                                             | ・派遣者数はせめて男女比は同数になることを望みます。<br>・女性職員の管理職登用について、配慮しているとは具体的にどのような？                                                | ・派遣職員の決定は、原則として職員の希望制を採っております。女性職員の積極的な受講を促すなど、多くの職員が意欲的に研修派遣に参加し、より充実した学びを得られるよう引き続き努めます。<br>・具体的には女性管理職比率の目標達成に向け、昇任していく段階にある女性職員を対象としたキャリアアップ研修の実施や短期・長期の外部研修への女性職員の積極的な派遣、各種研修の講師としての登用、キャリア形成を支援するための計画的なジョブローテーション等、女性職員が様々な経験を糧とし、昇任に対し前向きになれるような取組を指します。（人事課） |
| 72 | 46  | 関係機関が実施する起業家セミナーや異業種交流会等の情報提供を行うとともに、関係機関と連携して女性の起業を支援します。                        | 起業に関する知識・ノウハウの習得機会を創出し、女性の起業促進を図る。                                        | 飯塚市創業支援等事業計画に基づく創業セミナーを2つの関係機関において開催し、女性の起業支援を実施。<br><br>創業セミナー参加者<br>R3 32人（うち女性13人）<br>R4 43人（うち女性21人）<br>R5 51人（うち女性19人）<br>R6 27人（うち女性13人） | 創業セミナー女性参加者数（女性参加率）                                      | 13人<br>(48%)                                                                                                                                                 | B:80%程度達成できている    | 引き続き、起業に関する知識・ノウハウの習得機会を創出し、女性の起業促進を図る。                                                                          | 指標として、創業セミナー女性参加者数を掲げていますが、女性参加率を追記することでわかりやすくなるのではないのでしょうか。今後、参加者の割合が男女50%ずつを目標に取り組んでほしいと思います。                 | 指標について女性参加率を追記し、参加者の割合が男女50%ずつを目標とし取り組んでいく。（商工観光課）                                                                                                                                                                                                                    |
| 73 | 47  | 新規就農者支援制度や女性農業者支援制度の周知と活用を促し、新規就農者の拡充と併せて、女性新規就農者の拡大を図ります。                        | 農業の発展、地域経済の活性化のため、生活者の視点や多彩な能力を持つ女性農業者の活躍を推進する。                           | 女性農業者の活躍促進事業(農業用機械、施設設備導入を支援する事業)について、電話や窓口での相談時に周知を行い、令和6年度は1名新規の事業の実施した。<br>認定農業者85人中 女性10人（3月末現在）<br>新規就農者21人中 女性4人（3月末現在）<br>計：106人中 女性14人 | 女性の就業率                                                   | 106人中<br>14人<br>女性の就業率（13.2%）                                                                                                                                | D:50%程度しか達成できていない | 女性が農業分野へ進出できるよう、女性農業者を対象とした支援制度の周知を図り、女性新規就農者の拡大を図っていく。                                                          | 農業という職場の、今の社会状況として見通し的に明るくない現実から、非常に困難な評価になるのは当然ではないかと思う。市として独自の農業への支援を打ち出してほしい                                 | 本市で飯塚市認定農業者協議会女性部会を令和4年度から設立しており、事務局として市内女性農業者の情報交換、研修会及び交流会等の活動に取り組んでおります。（農林振興課）                                                                                                                                                                                    |

| 番号 | 取組№ | 取組内容                                                                                                  | 各課の取組の概要                                                                                              | 実施項目                                                                                                  | 指標                                                                                                 | R6                                | 進捗評価                                          | 今後の取組                                                                        | 質問、意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 回答                                                                                                                                                                                                              |
|----|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 75 | 48  | 家族経営や小規模事業所に従事する女性の労働実態の把握に努め、就労環境改善に向けた啓発を行います。                                                      | 女性農業者が働きやすい環境の整備を進める。                                                                                 | 普及指導センター（担い手協）が開催した女性農業者現地視察会（1回）に参加し、女性農業者の実態の把握に努め、積極的に家族経営協定等の制度の紹介を行った。                           | 研修参加者数                                                                                             | 2人                                | D:50%程度しか達成できていない                             | 家族経営に該当する場合は、協定締結の指導や助言を行い、生産組合長会議等で、制度の周知を行っていく。                            | 進捗評価Dの理由はどう検証されましたか。また、指標が参加者数に対して目標数はありますか。協定締結を実施している家族については数値は把握されていますか。その数値を指標にするということは考えられませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 研修に案内をした女性農業者数12人のうち参加した女性農業者が2人で参加者がいたことからD評価としております。また、協定締結を実施している家族については取組No.49の数値です。本取組においては、その数値を指標にすることは考えておりません。<br>（農林振興課）                                                                              |
| 76 | 49  | 家族間の役割分担や就業条件を明確にした家族経営協定締結の啓発と普及に努め、農業分野における女性の就労環境の改善を図ります。                                         | 女性農業者が働きやすく、意欲とやりがいをもって農業経営に参画できるよう、環境の整備を進める。                                                        | 経営改善計画の労働力欄に女性家族の記載がある今年度更新認定農業者5者に対して共同申請や家族協定について啓発と普及に努めた。家族経営協定30件中 女性が参加している家族経営協定数24件(3月末現在)    | 女性参加の家族経営協定率(女性が方針決定に参画している家族経営協定数÷家族経営協定数)（直近3か年の平均値を目標値とする）<br>(※R3:80%; R4:80%; R5:80%; 平均:80%) | 新規協定者は0                           | 30件中24件<br>女性参加の家族経営協定率(80%)<br>A:100%達成できている | 家族協定締結の際は就業条件等の内容を明確にし、女性が農業分野に参入できるよう支援を行っていく。                              | 進捗評価は100%ですが、協定率は80%では矛盾しているような気がします。100%の協定率をめざせないのでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 女性農業者がいない家族で家族経営協定を締結している事例があるため、80%の協定率が上限となっております。<br>（農林振興課）                                                                                                                                                 |
| 78 | 51  | 仕事と家庭の両立を支える環境整備と職場風土づくりのための啓発と情報提供に努めます。                                                             | 年次有給休暇取得し、ひとり時間を確保することで、両立が可能であることを大体的に周知し認識させる。                                                      | 国や県の年次休暇取得等のパンフや女性が働きやすい職場づくりのための育児介護の両立支援や女性特有の健康問題の対策の研修会等の配架を実施した。また「仕事と家庭の両立の取組を支援する情報サイト」をHPに掲載。 | 周知（市報・HP含むSNS・チラシの配架）                                                                              | HP掲載及びパンフ配架                       | A:100%達成できている                                 | 引き続き年次休暇取得や「女仕事と家庭の両立支援」に関する情報提供に努める。                                        | 年次休暇取得率は把握されていますか。（企業については無理かもしれないですが）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 情報の提供のみを実施しており、年次休暇取得率の把握作業は行っておりません。（商工観光課）                                                                                                                                                                    |
| 81 | 54  | 育児・介護休業制度を利用する職員の代替要員の確保など、市職員のワーク・ライフ・バランスの向上を図るための環境づくりを推進するとともに、職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランスの実践ができるよう努めます。 | 会計年度任用職員登録制度の周知を図り、登録数を増やし、代替職員の候補者確保に努め、育児・介護休業制度の活用を推進を図る。また、ワーク・ライフ・バランスに係る各種理解を深める小冊子を、掲示板より取り組む。 | 会計年度任用職員制度について、HP、SNS等を活用し、周知を図る。また、ワーク・ライフ・バランスに係る各種理解を深める小冊子を、掲示板に掲示し周知を図った。                        | 周知回数<br>①制度の周知<br>②冊子の周知                                                                           | ①1回<br>②1回                        | B:80%程度達成できている                                | 職員のワーク・ライフ・バランスの向上を図るための環境づくりにおいて、代替職員候補者の常時確保を行い、会計年度任用職員制度の整備・周知を図る。       | ①給料額の改訂により代替要員の確保など改善された面がありますか。<br>②また、学校現場への代替要員の確保などはどうでしょうか。慢性的なマンパワー不足が懸念されています。<br>③男性職員の育児休業取得促進のマネジメントフローを活用し、管理職向けの研修もされ取得しやすいように取り組んでいるので、今後も取得率は上がるように思料します。国の研究班が、取得される方の中には仕事と家庭の両立で悩み「産後うつ」になる男性の方もいるとのことで父親支援マニュアルを作成しているので情報提供します。<br><a href="https://www.ncchd.go.jp/press/2025/0130.html">https://www.ncchd.go.jp/press/2025/0130.html</a><br><a href="https://www.ncchd.go.jp/scholar/research/section/policy/project/pa.html">https://www.ncchd.go.jp/scholar/research/section/policy/project/pa.html</a> | ①給与額の改定及び勤怠手当が新たに支給開始されたことにより登録者数が増加したことから、代替職員を要す所属への早期配置、職務内容に適した人材の確保の取組が推進されました。（人事課）<br>②講師登録者数が不足しており、代替職員の確保には非常に苦慮しております。引き続き福岡県教育委員会と連携し、人材確保に努めて参ります。（学校教育課）<br>③情報提供ありがとうございます。                      |
| 82 | 55  | 「第2期飯塚市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、保護者の就労形態やライフスタイルの多様化に対応できるように、保育サービスの提供体制の充実に努めます。                          | 保護者の就労形態やライフスタイルの多様化に対応するため、公立私立保育所・認定こども園において、一時保育、休日保育、延長保育及び病児保育を実施する。                             | 公立私立保育所・認定こども園のうち一時保育、休日保育、延長保育の一部で実施した。病児保育も一部で実施し、保育サービスの充実を図った。                                    | 実施件数                                                                                               | 一時保育16園、休日保育1園、延長保育27園<br>病児保育2か所 | A:100%達成できている                                 | 公立私立保育所・認定こども園において、一時保育、休日保育、延長保育の実施。病児保育の実施                                 | 実施項目の実施によって職員の配置や労働環境にはどのように配慮されていますか。病児保育の利用率は低いのですが、利便性など課題はありませんか。市内2か所のみで自宅や職場から距離があれば利便性に欠けるのではないかと思います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 職員の配置については、法律の基準を満たすこととしており、このことにより基本的な労働環境も担保されています。<br>病児保育については、都市部と比べ、飯塚市では病気の際、祖父母に看てもらえるという家庭もあり、利用率が伸びていないようです。一方、この事業を知らず利用していない保護者もいるかと思うので、市のホームページやSNSなどで病児保育に関する記事を掲載し、市民への事業周知の取り組みを行います。<br>（保育課） |
| 85 | 58  | 介護保険制度や介護休業制度についての周知や仕事と介護の両立に関する情報提供を行い、男女がともに介護を担うための啓発に努めます。                                       | 介護保険に関する講座を開催する。                                                                                      | 介護保険に関する講座の開催                                                                                         | 実施回数                                                                                               | 0回                                | E:全く達成できていない                                  | 過去の実績では、参加者確保が難しい状況にあるため実施を躊躇してしまっ。今後は、他の講座開催の際に仕事と介護の両立に関する時間を取る等の検討を行っている。 | 評価Eについての理由はありますか。他の関係各課との協働など検討は？市民団体や民間との連携は検討されないのでしょうか。NPOや生協など。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | ご意見ありがとうございます。庁内の関係課や庁外の団体の状況等の調査を行い、介護に関する情報提供が必要な市民に届くためにどうしたらよいか検討いたします。<br>（男女共同参画推進課）                                                                                                                      |

| 第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標3 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり |     |                                                                                       |                                                                                   |                                                                                                                                                                                 |                                |                                       |                |                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------------------------------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|---------------------------------------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 番号                                                    | 取組№ | 取組内容                                                                                  | 各課の取組の概要                                                                          | 実施項目                                                                                                                                                                            | 指標                             | R6                                    | 進捗評価           | 今後の取組                                                                                                                       | 質問、意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 94                                                    | 63  | 男女が協力して子育てが行えるように両親学級を実施します。                                                          | 出産準備として、妊婦を取り巻く家族（主に父親）が子育てに協力出来る場を設け、育児不安を軽減する両親学級を開催することで、男女が協力して子育てを行える環境を整える。 | 両親学級の内容はDVD「はじめての赤ちゃんのこと」、妊婦体験、沐浴の実習。<br>両親学級開催回数：年6回開催。<br>母子手帳交付時に、開催日程を周知している。                                                                                               | 男性の家事、育児、介護等への参画につながる取組        | 参加者数：90組175人。                         | A:100%達成できている  | 教室の流れは大きく変更せず、より参加しやすいように、日曜開催の日程を増やすようにしている。<br>テキストをチラシに変更し、内容も参加者の満足度が高まるように工夫した。今後も実施しながら評価を行い、より良い教室になるよう見直ししていく予定である。 | 参加者数が奇数なのは単身参加者がいたのでしょうか。両親以外の参加はあるのでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 母のみでの参加4名。父のみでの参加1名。妊婦と実母での参加1組ありました。（こども家庭課）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 95                                                    | 64  | 各種講座やセミナー、研修会等の学習機会、市報や市ホームページなど、多様な機会や手段を活用して、継続的に、家庭での男女共同参画推進に向けた啓発を行います。          | あらゆる媒体・機会を活用し、幅広く広報・啓発活動を行う。                                                      | ①市報掲載<br>②市ホームページ掲載(更新)<br>③情報誌サンクス発行<br>④男女共同参画推進センター主催講座開催<br>⑤出前講座開催                                                                                                         | 各実施件数                          | ① 1件<br>② 2件<br>③ 1件<br>④ 9件<br>⑤ 17件 | A:100%達成できている  | 今後も様々な機会や手段を活用して啓発を行う。                                                                                                      | ・出前講座は大変好評なので、ぜひ継続していただきたい。<br>・昨年度意見を出しました「管理指標ではどれが当てはまるか」について、男女共同参画推進課からは「管理指標№2」との趣旨の回答をいただいたところですが、管理指標№2は基本目標1の範疇ですので、管理指標のご認識が不適当と考えます。改めてお尋ねします管理指標はどれでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                          | ・ご意見ありがとうございます。これを励みに継続実施いたします。<br>・ご指摘のとおり、本取組は「基本目標3」として実施するものであり、「基本目標1」管理指標NO.2(男女共同参画に関心が「ある」市民の割合)に該当すると回答したことは不適当でした。<br>よって、本取組に該当する管理指標は、NO.20(家庭における役割分担「育児、子どものしつけ」)について、「ほとんど女性」「どちらかと言えば女性」と回答した市民の割合)及びNO.21(家庭における役割分担「病人・高齢者の世話（介護）」について「ほとんど女性」「どちらかと言えば女性」と回答した市民の割合)として訂正させていただきます。（男女共同参画推進課）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 99                                                    | 66  | 男性の家庭生活や育児・介護への参画を促進するため、男性も参加しやすい料理教室などの生活講座や育児講座、介護講座などを開催し、男性の家庭生活力アップによる自立を促進します。 | 男性の家庭生活力アップを目的とした講座を開催する。                                                         | 男性の家庭生活力アップを目的とした講座の開催                                                                                                                                                          | 実施回数                           | 1件                                    | A:100%達成できている  | 参加者増につながるような講座の企画及び参加しやすい環境を整え、今後も継続実施する。                                                                                   | 参加者数の目標は達成できましたか。<br>次回の推進委員会と令和7年3月号の市報での男女共同参画課のまとめで資料として配付されませんか。市外の委員さんもおられますから。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 定員16名のところ17名の参加者で実施いたしました。<br>ご意見のとおり、令和7年3月号市報の掲載記事を資料として配付いたします。（男女共同参画推進課）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 100                                                   | 66  | 男性の家庭生活や育児・介護への参画を促進するため、男性も参加しやすい料理教室などの生活講座や育児講座、介護講座などを開催し、男性の過程生活力アップによる自立を促進します。 | 男性も参加しやすく、趣味や関心を広げられるような、男性の生活力向上につながる講座を開催する。                                    | 交流センター及び中央公民館において、趣味や関心を広げ参加者同士の交流の場になることを目的とした、男性も参加しやすい講座を実施する。                                                                                                               | 実施回数                           | 13回                                   | B:80%程度達成できている | 受講してもらうにはどうしたらいいのかを課題としながら、今後も男性が参加しやすく、興味を持たれる講座の企画をする。                                                                    | 評価方法として男性の参加率を指標にはできないのでしょうか。回数を増やすことも必要ですが、まずは参加者数の増、またなぜ参加者増にならないのかの検証はどうでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 本件については、男性の参画への取組み内容の進捗管理を行っておりますので、その取り組みを評価するものとして、男性の参加率も1つの指標になり得ると考えますが、経年動向を見ていく中で、現状では講座の開催回数を対象としております。<br>ご質問の検証については、次年度計画検討時等に行ってまいります。（生涯学習課）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 102                                                   | 67  | 孤立しがちな高齢期の男性などに対する日常生活の自立に向けた支援に努めます。                                                 | ①福祉電話設置事業の実施<br>②食の自立支援事業の実施                                                      | ①通信手段がない、高齢者等に対して、福祉電話を貸与することで、孤独感を和らげるとともに、コミュニケーションの増大及び緊急連絡手段の確保を図る。<br>②食の調達が困難な、高齢者等に対し、栄養のバランスの取れた夕食を配達することにより高齢者の栄養改善を図るとともに、配達の際に安否確認を行うことで高齢者の在宅生活における自立支援及び孤立の防止に努める。 | ①福祉電話貸与者数（男女計）<br>②配食利用者数（男女計） | ①22人<br>②499人                         | B:80%程度達成できている | 本事業が必要な高齢者等に適切にサービスが届けられるよう、周知を行う。                                                                                          | ①取り組み内容では男性を重点化されていますが、女性が多く経済的に困窮しやすいと思われるが、男性を重点化する理由は何でしょうか。指標については男女比で示すことはできませんか。<br>②昨年度意見を出した「利用者数の設定は管理指標に見当たらぬ」について、男女共同参画推進課からは「取組内容の全てにおいて、管理指標を課ごとに設定していくのは困難」との回答をいただいていたところでした。<br>しかし、元来、管理指標と取組の関係は、管理指標を達成するために取組は設定され、取組の達成状況は経年評価されつつはかばかしくなければ見直しが行われ、管理指標達成で役割を終えるものだと考えます。<br>このため、取組のすべてに、各々当てはまる管理指標があることが当然で、「取組内容の全てにおいて、管理指標を課ごとに設定」する労苦が改めて生じるものではないと考えます。<br>基本目標1から3の進捗管理に掲げられた全ての取組が管理指標達成に直結する手段・方法ではないのでしょうか。 | ①実施項目に記載のとおり、対象者は高齢者等であり、両事業とも男性を重点化した事業ではありません。施策項目「②男性の生活的自立の促進」に記載していることから、「孤立しがちな高齢期の男性などに対する日常生活の自立に向けた支援」と位置づけています。<br>なお、令和6年度の実績における男女数につきましては、<br>(1)福祉電話 男性 17名 女性 5名<br>(2)食の自立支援 男性181名、女性318名<br>となっております。（高齢者支援課）<br>②昨年の回答を訂正させていただきます。本取組に該当する管理指標は設定されておられません。<br>現プランにつきましては「男女の人権が尊重され、誰もが自らの意思に基づき活躍でき、安全・安心に暮らせる社会の実現」を基本理念として、男女共同参画社会の実現に向けて、市の施策の中から「124の取組（施策）」を選定し、関係各課において重点的に取組を進めています。さらにこれら124の施策の進捗状況や成果把握・評価するために、管理指標として「27指標」を設定し、その達成度合いについて継続的に確認しています。<br>現在のプランでは124すべての取組と管理指標を直接結び付けはできておりません。すべての取組の中からいくつかを管理指標として設定しているものがございます。ご理解のほど、よろしくお願いたします。<br>なお、次期プランにおける取組と管理指標のあり方につきましては、市民の皆さまに分かりやすいものとなるよう検討してまいります。（男女共同参画推進課） |
| 104                                                   | 69  | 地域社会での男女の対等な関係づくりと、様々な活動の中で常に男女平等意識が浸透するように継続的な啓発の充実に努めます。                            | 出前講座を実施する。また、各種講座、研修会開催の情報提供を行う。                                                  | ①自治会長会等での出前講座の実施<br>②県など関係機関が実施する各種講座、研修会開催の情報提供<br>③家事、育児シェアシートの配布                                                                                                             | 実施回数                           | ① 17回<br>② 12回<br>③ 随時                | A:100%達成できている  | 男女共同参画社会実現のための情報提供を行い、各地域、世代にあった内容の発信に努める。                                                                                  | 昨年意見のあった「出前講座参加者の反応やその後の自治会の取組などがあれば紹介してください」について、男女共同参画推進課から令和5年11月9日現在のアンケート結果をお示しいただきました。また、「管理指標ではどれが当てはまるのか」の意見もさせていただき、同課から「『まちづくり協議会の女性役員の割合が20%未満の地区数』という指標の向上に寄与する部分があるものと考えています。」との回答をいただきました。<br>しかし、管理指標としては管理指標№2が当てはまるものと考えます。また、そうであれば、前記のアンケート結果には、理解できたか、講座の長さは、今後も利用したいかに止まり、「地域活動の場で男女の地位が平等」であることの意識変革に資するものであったかは読み取ることができません。このような取組の進捗管理では不十分だと考えますが、令和6年度の取組はいかがだったのでしょうか、紹介をお願いいたします。<br>もしも同様であれば見直しをするべきと考えます。      | アンケートの質問内容は以下のとおりです。<br>・内容の理解度<br>・時間(長さ)<br>・印象に残った単語やキーワード<br>・自由意見<br>講座内容の改善に活用するため、「講座内容の理解度」と「出前講座の適切な時間を測る」ことを主眼としたアンケートであり、「地域活動の場で男女の地位が平等」という質問は行っておりません。本年10月に実施予定の市民意識調査において調査する予定です。<br>ご意見の「本取組の管理指標はNO.22が適切ではないか」について改めて確認したところ、昨年度の回答は不適当であると考えております。<br>本取組の管理指標としてはご指摘のとおりNO.22(地域活動の場で男女の地位が平等になっている人の割合)で訂正させていただきます。（男女共同参画推進課）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

| 第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標3 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり |     |                                                                              |                                                                               |                                                                                                                        |                                   |      |                |                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |  |
|-------------------------------------------------------|-----|------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 番号                                                    | 取組№ | 取組内容                                                                         | 各課の取組の概要                                                                      | 実施項目                                                                                                                   | 指標                                | R6   | 進捗評価           | 今後の取組                                                                             | 質問、意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |
| 106                                                   | 70  | 様々な地域活動において、男女共同参画の視点が定着するよう、団体のリーダーや会員などへの情報提供や研修などの啓発の充実に努めます。             | 様々な地域活動において、男女共同参画の視点が定着するよう、団体のリーダーや会員などへの情報提供や研修の実施や会費などへの情報提供や研修の充実を促進します。 | 自治会長会の役員改選時などに、女性の参画を促した。男女共同参画の推進の項目が掲載された自治会長ハンドブックを配布することにより、役員への女性参画を促進した。                                         | 自治会長に配布するハンドブック数<br>全会長人数<br>273人 | 270部 | A:100%達成できている  | 継続して自治会長会の役員改選時などに、女性の参画を促していく。地域の自治会に対しても、引き続き自治会長に配布するハンドブックを用いて、役員への女性参画を促進する。 | まちづくり協議会会則などで男女共同参画の視点は明記されている協議会はありませんか。実際に女性の参画が進んでいる実態は把握されていますか。またどの様な自治会のとりくみがありますか？                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | ・まちづくり協議会規約において12地区のうち8地区について明記されています。<br>・（R7.7.1現在）<br>・実際に協議会役員会等において女性役員が参画されている状況は把握しておりますが、女性役員の総数としては昨年とあまり変わらない状況です。<br>・令和6年2月および令和7年2月に開催された「みんなのまちづくりフェスタ」では、市内12地区のまちづくり協議会や市民団体が一堂に会し、地域活動の事例発表や啓発ブースの出展が行われました。このイベントでは、女性の登壇や発表の割合が高く、また啓発ブースの企画・運営・説明にも多くの女性が関わり、女性ならではの視点や工夫が随所に見られました。こうしたことから、まちづくりにおける女性の実践的な参画の姿が可視化されており、実際に女性の参画は徐々に進んでいると捉えています。<br>・自治会の取組では、自治会内のいきいきサロンにおいて市の出前授業が開催されたと確認しております。（まちづくり推進課） |  |
| 110                                                   | 72  | 地域活動のきっかけとなる講座やイベントを開催し、地域活動への多様な人の自主的な参加・参画の促進を図るとともに、地域コミュニティの再生と活性化を図ります。 | 地域活動のきっかけとなる講座やイベント等を実施し、積極的な参加・参画ができる場を提供に努める。                               | 多くの交流センター及び中央公民館において、地域活動のきっかけとなる講座・イベント等を開催する。                                                                        | 実施回数                              | 45回  | B:80%程度達成できている | 今後も多くの方に参加してもらえようように、講座を企画していく。また、周知方法を工夫し、市民の方に興味・関心が高まるように努める。                  | R6年度のとおりくみでは男女共同参画の視点での取り組み内容とはどのようなものだったのでしょうか。その結果として多様な方の参加が増えたと思われる講座内容はどの様なものがありますか。参加者数の増加があったのでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 性別に関係なく誰もが参加しやすく、本人の個性などを発揮できるような講座や地域活動のきっかけとなる講座やイベントを行うことで、誰もが参加できる機会を増やし、多様な人の参画の促進と地域コミュニティの活性化につながるよう取り組んでいます。<br>R6年度では、一例ですが穂波交流センターの「盆踊り」講座において、幅広い年齢層や女性の参加増加がっております。（生涯学習課）                                                                                                                                                                                                                                                 |  |
| 111                                                   | 73  | 地域の様々な活動について、性別にかかわらず活動の役割を担うことができるような意識啓発を図ります。                             | 性別にかかわらず様々な役割を担うことができるよう自治会長会やまちづくり協議会の会議等を利用して啓発していく                         | ・自治会や地区まちづくり協議会の会議等を利用して意識啓発活動等事業の実施<br>・自治会長会を通じて男女共同講演会のポスターを自治公民館に掲示                                                | 自治会や地区まちづくり協議会での意識啓発              | 12地区 | A:100%達成できている  | 必要に応じて事務局連絡事項としての説明や啓発チラシ等の配布することで啓発を行う。                                          | 説明会の中で推進条例の男女共同参画の視点を押さえる説明についてはどのようにされているのでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | ・指定管理説明会においては条例の概略のみの説明となっており、男女共同参画の視点に特化した説明については実施しておりません。<br>（まちづくり推進課）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |  |
| 113                                                   | 73  | 地域の様々な活動について、性別にかかわらず活動の役割を担うことができるような意識啓発を図ります。                             | 地域活動に多様な人が参画できる土壌を作るため、アンコンシャスバイアス解消のための出前講座を実施する                             | 出前講座の実施                                                                                                                | 実施回数                              | 17回  | A:100%達成できている  | 出前講座等で「アンコンシャス・バイアスへの気づき」の重要性について出前講座等で引き続き訴えていく。                                 | 今後のとりくみでは「アンコンシャス・バイアスへの気づき」について検討されているということですが、どのような内容なのか、資料提示はできますか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 「今後の取組」欄に記載のとおり、出前講座で「アンコンシャス・バイアスの気づき」について説明いたしました。出前講座の当該部分に関する資料を提出いたします。（男女共同参画推進課）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |  |
| 121                                                   | 80  | 市民、地域活動団体、事業者及び行政の協働による事業の推進を図ります。                                           | 男女共同参画を推進するための「サックスフォーラム」を市民団体への委託事業と併せて飯塚市の協働で実施する。                          | サックスフォーラムの実施                                                                                                           | 実施回数                              | 1回   | A:100%達成できている  | 企画立案から実施まで市民団体・個人との参画により引き続き実施する。                                                 | 現在の後期プラン作成時には「委託」でしたが、2023年度から変更されたことは明記した方がよいのですか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | サックスフォーラムは、市民団体や個人で構成された「サックスフォーラム実行委員会」と飯塚市の協働で開催されています。経費の支出については、飯塚市と実行委員会が委託契約を締結し、実行委員会が委託金の管理や支出を行っていましたが、事務負担軽減のため、2023年度より委託契約を行わず、飯塚市が直接経費を支出する方式に見直しを行いました。<br>なお、上記により本表「各課の取組の概要」を訂正させていただきます。<br>（男女共同参画推進課）                                                                                                                                                                                                              |  |
| 122                                                   | 81  | 「飯塚市地域防災計画」や各種対応マニュアルの策定等の企画、立案において、女性の参画を促進することで、様々な立場の人のニーズに配慮するよう努めます。    | 防災会議における女性の参画の促進。                                                             | 「飯塚市地域防災計画」の一部改正などを踏る防災会議の委員については、委員37名中女性委員が10名となった。                                                                  | 防災会議委員の女性委員数                      | 10人  | B:80%程度達成できている | 引き続き、防災会議委員の女性委員の選出を関係機関・団体に依頼し、女性委員の参画を促進する。                                     | 女性防災士や女性の消防団員が市内に存在するので、その方々で団体を立ちあげて、その枠を防災会議に設置して参画されると女性がもっと増えると思います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 防災会議委員の枠については、既存枠と調整しつつ、今後も検討を重ねて参ります。また市内在住の防災士との連絡、連携体制構築は、女性に限らず、充実を図っていく事項と捉え検討しております。（防災安全課）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |  |
| 123                                                   | 82  | 自主防災組織、地域での防災活動への女性の参画を働きかけるとともに、女性消防団員の確保に努めます。                             | 防災活動への女性の参画の促進。                                                               | 地域防災リーダー研修において、女性枠を設けるとともに、自治会連合会理事会へ出向き積極的な女性受講者の推薦をお願いした。自治会等の防災研修においても女性参画の重要性を説明している。また、女性消防団募集について市のホームページ等に掲載した。 | 地域防災リーダー研修女性受講者数                  | 11人  | B:80%程度達成できている | 引き続き、各自治会での女性受講者の積極的な推薦をお願いするとともに、研修等での意識啓発を行い、女性参画の促進を図る。                        | 地域防災リーダー養成講座に女性受講者枠があるので、この研修に参加した方々の防災会議委員枠を設置してはどうでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 前項同様、防災会議委員の枠については、既存枠と調整しつつ、今後も検討を重ねて参ります。（防災安全課）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |  |
| 124                                                   | 83  | 小・中学校において、発達段階に応じた指導を行い、全教育活動の場で自他の生命の大切さ・尊さや男女が互いを認めあうところを養います。             | 各校において、自他の生命の大切さ・尊さや男女が互いを認めあうところを養うため、道徳教育や保健・体育等の授業の中で計画的に発達段階に応じた指導を実施する。  | 男女共同参画の視点に立って、道徳科や保健・体育等の授業における学習指導を実施・充実する。                                                                           | 授業実施校数                            | 29校  | A:100%達成できている  | 今後も全教職員に対して、男女共同参画の視点に立った教育や学習を充実させ、自他の生命を大切にし、互いに尊重できる教育を発達段階に応じ行うよう周知していく。      | いつも子どもたちの教育にご尽力下さりありがとうございます。生命の大切さ、男女のちがいを認め合い尊重する、つまり「自分も相手も大切にすること」について教育して下さっているのだと思います。私が時々感じingことは、子ども達にこのようなメッセージを伝える先生方は自分を大切にすることができておられますか？ということです。先生方のお忙しさから、ご自分の体と心を大切にできていないということも耳にします。どんなに素晴らしい教材があっても、それを語る大人が「自分を大切にすること」を実践し、腑におとすことができていなければ、本当の意味で子ども心に届く言葉にはならないのではないかと思います。決して批判ではありません。「子どもへどう伝えるか」という視点に加え、先生や大人自身がまず自分の心と体を大切にできているか、できていないならどうしたらよいか考える（自分と向き合う）機会を設けることで、自然と子ども達にかける言葉が変わってくる（出てくる）のではないのでしょうか。まずは大人から… | ご意見ありがとうございます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |  |

| 第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標3 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり |     |                                                                                 |                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                           |                                                  |                |                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------------------------------|-----|---------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 番号                                                    | 取組№ | 取組内容                                                                            | 各課の取組の概要                                                                                                                 | 実施項目                                                                                                                                                                                                                                                                     | 指標                                                        | R6                                               | 進捗評価           | 今後の取組                                                                                                                       | 質問、意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 126                                                   | 84  | 市の刊行物や各課において作成・配布される印刷物などに、女性の性差別の助長につながるような表現がないか留意するとともに、研修などによる職員の意識啓発を進めます。 | 飯塚市が毎月発行している広報いづか等、市が発行する発刊物において、固定観念で男女の役割分担がされたイラストや用語が使用されていないかチェックを行う。                                               | 「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」などを活用し、市報の作成を行った。また、年1度実施している「広報研修（伝える・伝える研修）」において、男女の広報に係る表現方法のポイント説明を2回実施（管理職向け・一般職員向け）した。                                                                                                                                                       | チェック回数(年12回発行のため最低12回)及び広報研修での説明回数(2回)の合計                 | 14回                                              | A:100%達成できている  | 引き続き、広報研修では男女共同参画視点での広報のポイントを啓発するとともに、発行人に關してもイラストや用語のチェックを行う。                                                              | 国・県・企業などの民間からの配布物についてはチェック体制はどうですか。また、市作成配布物等以外の広報物について留意されていることはありますか。                                                                                                                                                                                                                                                                  | 国・県・企業などの民間からの配布物についてのチェックは市として行うことはありません。（情報管理課）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 131                                                   | 89  | 妊娠・出産に関する正しい理解を深め、安心・安全に妊娠、出産できる環境整備に努めます。                                      | 安心・安全な出産を目的として、妊婦及び胎児の健康管理を行う。                                                                                           | 妊婦健康診査の受診費用の補助を実施した。                                                                                                                                                                                                                                                     | 受診延人員                                                     | 9561人                                            | A:100%達成できている  | 引き続き、妊婦届出時に妊婦健康診査についての正しい情報提供を行い、正しく受診してもらうようにする。                                                                           | <p>昨年度意見を出しました「管理指標ではどれが当てはまるか」について、男女共同参画推進課からは「管理指標と合致するものはない。管理指標№15の指標向上に資する」との趣旨の回答をいただいたところで。</p> <p>しかし、管理指標№15は基本目標2の範疇であり、何より後期プランの冊子79ページの管理指標いづれかが正解と考えますので、管理指標のご認識が不適当と考えます。</p> <p>なお、元来、基本目標3の管理指標の3つは「施策の基本的方向」の「施策項目」との整合が難しい言葉表現でありますので、次期プランの策定に当たっては分かりやすく見直すべきと考えます。</p>                                            | <p>本取組に該当する管理指標は設定されていません。</p> <p>現プランにつきましては「男女の人権が尊重され、誰もが自らの意思に基づき活躍でき、安全・安心に暮らせる社会の実現」を基本理念として、男女共同参画社会の実現に向けて、市の施策の中から「124の取組（施策）」を選定し、関係各課において重点的に取組を進めています。さらにこれら124の施策の進捗状況や成果を把握・評価するために、管理指標として「27指標」設定し、その達成度合いについて継続的に確認しています。</p> <p>現在のプランでは124すべての取組と管理指標を直接結び付けはできておりません。すべての取組の中からいくつかを管理指標として設定しているものでございます。ご理解のほど、よろしくお願いたします。なお、次期プランにおける取組と管理指標のあり方につきましては、市民の皆さまに分かりやすいものとなるよう検討してまいります。（男女共同参画推進課）</p> |
| 132                                                   | 90  | 性と生殖に関する健康と権利について、正しい理解と意識の浸透に努めます。                                             | 女性への健康支援として、更年期など女性特有のこころやからだの悩みについて安心して相談できる健康教室や健康相談、訪問指導を行う。                                                          | ①健康教育<br>保健師、栄養士、運動指導員等が健康に関する指導及び助言を行うことによって、生活習慣の予防など健康に関する事項について正しい知識の普及を図る。<br>②健康相談<br>心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行う。また、各種測定により個別の健康相談を実施する。<br>③訪問指導<br>本人または家族からの健康に関する相談により、家庭での保健指導が適当であると判断される者に対し保健師、栄養士、看護師が訪問指導を実施する。<br>④リプロダクティブ・ヘルス・ライツを踏まえた啓発に向けての協議・検討 | ①健康教育受講者数<br>②健康相談相談数<br>③訪問指導者数<br>④男女共同参画推進課との協議<br>④1回 | ①11,318人<br>②4,309人<br>③15人<br>(指標及び実績の数値は男女を含む) | B:80%程度達成できている | 健康教育や健康相談を通して、更年期など女性特有のこころや体の悩みに関する正しい知識の普及と相談しやすい環境づくりを継続する。また、女性特有のがん検診に使用するクーポン券にリプロダクティブ・ヘルスケア・ライツに関する内容を盛り込み、周知啓発を行う。 | <p>昨年度意見を出しました「管理指標ではどれが当てはまるか」について、男女共同参画推進課からは「管理指標に合致するものではありません」との回答をいただいたところですが、元来、管理指標に合致することのない取組はあってはならない、なぜなら取組は管理指標の達成を目指すために選定されるべきものとするため、ご認識が不適当と考えます。</p> <p>なお、基本目標3の管理指標（後期プランの冊子79頁記載）自体が言葉表現的に限定的であることが、「施策の基本的方向」の「施策項目」との整合性を誤解しやすくなっているためと思います。</p> <p>とはいえ、そこを整理するのがご担当課の責任と役割、改めてお尋ねします、管理指標ではどれが当てはまるのでしょうか。</p> | <p>本取組に該当する管理指標は設定されていません。</p> <p>現プランにつきましては「男女の人権が尊重され、誰もが自らの意思に基づき活躍でき、安全・安心に暮らせる社会の実現」を基本理念として、男女共同参画社会の実現に向けて、市の施策の中から「124の取組（施策）」を選定し、関係各課において重点的に取組を進めています。さらにこれら124の施策の進捗状況や成果を把握・評価するために、管理指標として「27指標」設定し、その達成度合いについて継続的に確認しています。</p> <p>現在のプランでは124すべての取組と管理指標を直接結び付けはできておりません。すべての取組の中からいくつかを管理指標として設定しているものでございます。ご理解のほど、よろしくお願いたします。なお、次期プランにおける取組と管理指標のあり方につきましては、市民の皆さまに分かりやすいものとなるよう検討してまいります。（男女共同参画推進課）</p> |
| 134                                                   | 90  | 性と生殖に関する健康と権利について、正しい理解と意識の浸透に努めます。                                             | 女性の健康とリプロダクティブ・ヘルス・ライツの考え方に関する啓発を行う。                                                                                     | ①ヨガ教室、体操教室等の女性の健康支援講座の実施<br>②更年期、PMS、性の健康等についての啓発                                                                                                                                                                                                                        | ①実施回数<br>②実施回数                                            | ① 1回<br>② 2回                                     | A:100%達成できている  | リプロダクティブ・ヘルス・ライツの考えに基づいた講座等の実施を継続して実施する。                                                                                    | ②の啓発はどのようなとりくみだったのでしょうか                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <p>下記①②の講座を実施いたしました。</p> <p>①3月26日：未来の自分に贈るカラダとココロの健幸づくり講座（更年期・睡眠編）<br/>講師：昭和大学有馬牧子様、立命館大学校川義邦様</p> <p>②3月29日：もしかしてと思ったら～女性特有のがんについて学ぼう～<br/>講師：飯塚病院がん化学療法看護認定看護師他<br/>（男女共同参画推進課）</p>                                                                                                                                                                                                                                        |
| 137                                                   | 92  | 乳がん、子宮がんなど女性特有のがん検診や骨粗しょう症検診の充実を図るとともに、受診を奨励し市民の健康管理の促進に努めます。                   | 子宮頸がん・乳がん検診の早期発見・早期治療を目的とし、検診を実施。また、がん検診の受診率を向上させる取組として、集団検診（がん検診・特定健診・若年者健診）で託児ができるレディースデーや、夕方以降に検診を実施するナイト検診を引き続き実施する。 | ①受診勧奨<br>無料クーポン（子宮頸がん対象：年度内21歳、乳がん検診対象：年度内41歳）を郵送し、受診勧奨を実施する。<br>②ナイト検診、レディースデーを開催する。<br>就労されている方や、同性同士での受診を希望されている方々が、がん検診が受診しやすい環境を整備し、ナイト検診・レディースデーでの検診を実施。                                                                                                           | ①受診勧奨回数<br>②ナイト検診、レディースデーの開催回数                            | ① 2回<br>② 6回                                     | A:100%達成できている  | 今後も、ナイト検診やレディースデーを積極的に実施し、女性が受診しやすい環境づくりに努める。また、受診率向上のため、子宮頸がん・乳がん検診と同時に骨粗しょう症検診の実施を検討する。                                   | 検診医は女性に依頼されているのでしょうか。若年女性の受診率は低いのではないかとありますが（職域の受診者については把握できないとは思いますが）中学校や高校への啓発等検討されないのでしょうか。ポスターの掲示でもよいのですが、出前講座などの実施はどうでしょうか。                                                                                                                                                                                                         | <p>医師・放射線技師・看護師その他のスタッフは必ずしも女性とは限りません。また、その旨を「集団けんしんのお知らせ（全戸配布）」やHP等にも掲載し周知しています。</p> <p>また、本事業の対象は、子宮頸がん検診は20歳以上、乳がん検診は40歳以上の女性であり、当課においては中学生又は高校生への啓発は実施していませんが、学生の健診は学校保健法の規定により学校設置者の義務とされておりますので、各校にて適宜実施されているものと推察します。（健康保健課）</p>                                                                                                                                                                                       |

| 第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗管理 基本目標3 男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり |     |                                                                                                        |                                                                     |                                                                                                  |                                |                                                                                |                |                                                                                   |                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 番号                                                    | 取組№ | 取組内容                                                                                                   | 各課の取組の概要                                                            | 実施項目                                                                                             | 指標                             | R6                                                                             | 進捗評価           | 今後の取組                                                                             | 質問、意見                                                                                                                                              | 回答                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 140                                                   | 93  | 望まない妊娠や性感染症を防ぐための正しい知識の普及・啓発を図ります。                                                                     | 国、県、保健所からの性感染症に関するポスターの掲示や窓口でのチラシ設置を行う。                             | チラシの窓口設置、ポスター掲示依頼があったものについて、すべて設置、掲示を行った。                                                        | 掲示回数                           | 随時                                                                             | B:80%程度達成できている | 引き続き特定妊婦(年少者や支援が必要な妊婦)における親子手帳交付時やその後の支援のなかで、面談等を通じた知識の普及・啓発を行う。                  | 性交前や妊娠前の知識の習得が大切だと思いますが、学校教育課との連携で小中学校への啓発などは検討できませんか。                                                                                             | ご意見いただいているとおり、性交前や妊娠前の知識の習得は重要であると考えています。<br>なお、小中学校では、性教育を実施し妊娠や性感染症についての教育を行っており、啓発に努めております。（こども家庭課）                                                                                                                                             |
| 142                                                   | 95  | 自らが適切な判断を行えるような広報、啓発及び情報収集・提供を行います。                                                                    | 公共施設等での情報提供を行う。                                                     | 男女共同参画推進センター、本庁等の公共施設でパンフレット等を配架                                                                 | 実施箇所                           | 18か所                                                                           | A:100%達成できている  | ターゲット層となる年代層の意識啓発に多くつながる必要があり、新たな情報提供手法を検討したい。                                    | 今後のとりくみでは「ターゲット層」と記載されていますが、どの世代と考えられていますか？若年層であるなら、市内の教育機関や学校教育課との連携が重要だと思います。実施への検討はされますか。                                                       | ターゲット層は「若年層」であると考えています。<br>ご意見のとおり教育機関等との連携は重要と認識しています。「今後の取組」にも記載したとおり、情報提供手法を検討していきたいと考えています。（男女共同参画推進課）                                                                                                                                         |
| 155                                                   | 98  | DV防止法、ストーカー規制法、各種（児童、高齢者、障がい者）虐待防止等について学習の機会の提供や啓発、周知に努めます。                                            | 学校、保育施設、自治会、民生委員児童委員など対象者を広く研修を行う。                                  | 市内小中学校及び自治会委員会に参加し、虐待防止等について啓発を行った。また、学校及び保育所の教職員向けの研修会を実施した。                                    | ①研修会実施回数<br>②研修参加人数            | ① 6 回<br>②343人                                                                 | A:100%達成できている  | 今年度も引き続き、虐待防止講演会およびこども自身からのSOSの発信が必要であることから、こどもを対象とした研修会を実施する。                    | 市内の小中学校での実施を検討してほしい。                                                                                                                               | いただいたご意見はワークショップに関するご意見かと思いますが、令和6年度から実施した事業であるため、効果検証のうえ、事業の拡大を図ってきたいと考えております。（こども家庭課）                                                                                                                                                            |
| 158                                                   | 99  | 男女ともに自分の性を大切にし、また、相手を尊重するように、学校においても、発達段階に応じてデートDVやストーカー行為について学習する機会を設けるなど、自分のこととして考える機会となるよう、啓発に努めます。 | 各校において、自他の人権を守る行動選択ができるよう道徳科授業や保健・体育等の授業の中で計画的に発達段階に応じた指導を実施する。     | 保健安全計画に則り、計画的に実施するとともに、多様な学習教材を活用した教育を行う。                                                        | 授業実施校数                         | 29校                                                                            | A:100%達成できている  | 今後も全教職員に対して、男女共同参画の視点に立った教育や学習を充実させ、自分の性を大切にし、自分のこととして考える機会となる教育を充実するよう周知していく。    | 公立保育所を対象としたワークショップを小学校にも取り入れて実施してほしい。また、県の事業としての「デートDV防止」「性暴力防止教育」などは学校ごとの取組とせずに、学校教育課で一括して申請を行い各学校で実施できるような手立てをとって市内のすべての子どもたちが受講できるのが望ましいとおもいます。 | 公立保育所でのワークショップを小学校にも展開することは、子どもたちが年齢に応じて継続的に学ぶ環境づくりにつながりますし、「デートDV防止」や「性暴力防止教育」などの取り組みを一括申請・実施することで、市内のすべての子どもたちに公平な教育機会を提供するという点でも、とても理にかなっています。しかし、検討する課題もあると考えます。学校現場で多様性が、一律に指導する困難さや運営の調整や予算や体制の整備などを考えていく必要があります。今後、検討していくことが大切と考えます。（学校教育課） |
| 161                                                   | 102 | 被害者の早期発見、迅速な保護及び被害者の情報保護など安全な生活の確保に向けた体制の整備に努めます。                                                      | 相談事業の広報を行い、庁内・庁外の情報・意識共有を図る。                                        | ①DV被害者支援の管内市町業務連携会議への出席<br>②飯塚市DV対策庁内連携会議の開催<br>①法律相談<br>②一般相談<br>③就業支援相談<br>④職場の悩み相談<br>⑤職員研修受講 | 実施回数<br>各相談実施回数（①～④相談件数、⑤受講者数） | ① 1回<br>② 1回<br>① 24回（54件）<br>② 47回（45件）<br>③ 12回（0件）<br>④ 12回（0件）<br>⑤ 2回（2名） | A:100%達成できている  | 庁内関係部署及び関係機関等と連携を密にし、情報共有を行い、被害者への支援を継続して実施する。                                    | すべての取り組みに共通すると思いますが、加害者に対する支援・相談については検討されないでしょうか。加害者も自分を変えて、生活を改善することが大切で、それが被害者への支援につながるのではないかと思います。被害者だけが生活を変えざるを得ないのは大変なことではないかと思います。           | 福岡県において「DV（配偶者等からの暴力）をやめたい方の相談ホットライン」が開設されており、問い合わせがあった場合は、そちらを利用する旨のご案内を考えておりますが、市町村の取組として必要であると判断される場合は検討いたします。（男女共同参画推進課）                                                                                                                       |
| 167                                                   | 104 | ストーカー行為・セクシュアル・ハラスメントなど配偶者等、異性間の暴力防止に向けた啓発活動の推進に努めます。                                                  | 性暴力被害者の相談窓口の情報提供を行う。                                                | ①市報掲載<br>②市ホームページ掲載(更新)<br>③情報誌サンクス発行                                                            | 各実施件数                          | ① 1件<br>② 3件<br>③ 1件                                                           | A:100%達成できている  | 性暴力被害者の早期発見と性暴力抑止のため、関係課と連携しながら周知啓発を継続して実施する。                                     | 今後も配偶者間、異性間に関わらず性暴力を含めた暴力防止の啓発が大切だと思います。多様な方に対応する啓発を望みます。                                                                                          | ご意見により、多様な市民に対応するよう効果的な啓発のあり方を考えて行く必要があると認識いたしました。（男女共同参画推進課）                                                                                                                                                                                      |
| 171                                                   | 108 | 発達段階に応じた「生命（いのち）」を大切にす」「性暴力の加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教育を行います。                                   | 各校において、自他の生命の大切さ・尊さや性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう、道徳や保健・体育等の授業の中で計画的に指導する。 | 男女共同参画の視点に立って、道徳科や保健・体育等の授業における学習指導を実施・充実する。                                                     | 授業実施校数                         | 29校                                                                            | A:100%達成できている  | 今後も全教職員に対して、男女共同参画の視点に立った教育や学習を充実させ、自他の性や性暴力について、自分のこととして考える機会となる教育を充実するよう周知していく。 | 教職員が取り組む実践も大切ですが、教職員個々の認識などの差から指導内容などに齟齬が起こることも少なからずあります。この際関係機関などを活用した指導を導入してはどうでしょうか。                                                            | 児童・生徒が性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないための教育は、単なる知識の習得ではなく、価値観や態度の形成にも関わってくるものなので、指導に携わる側の理解や姿勢も大きく影響すると考えられます。齟齬が起きないよう、研修を通して知識・理解を高めるとともに、関係機関などを活用した指導方法も検討する必要があると考えます。（学校教育課）                                                                             |
| 191                                                   | 124 | 性的指向や性自認等により悩みを抱える児童・生徒に対する相談体制等を充実させるとともに、いかなる理由でもいじめや差別を許さない人権教育を推進します。                              | 各校の人権教育担当者を対象とした研修会を実施し、人権教育の推進を図る。各校で教育相談期間を設定する。                  | 人権教育担当者研修会を8月を除く毎月開催し、人権教育の指導内容の充実を図った。相談体制については、各校で教育相談期間を設け、児童生徒が悩み等を相談しやすい体制を整備している。          | 実施回数                           | 11回                                                                            | A:100%達成できている  | 各校の人権教育担当者を中心にした校内研修を実施し、児童生徒への指導の充実を図る。                                          | 実施項目の人権教育の指導内容についてはどのように校内に還流されていますか。今後の取組では指導の充実とありますが、具体的な内容があれば教えてください。                                                                         | 毎月実施している人権教育担当者研修会において人権関係法令の理解や人権教育学習教材の研究と指導方法の検討等を行っています。また、人権教育学習教材を指導資料集としてまとめ、各学校に配付するとともに、人権教育担当者研修会の内容を各学校の校内研修等において全教職員に周知するよう努めています。（学校教育課）                                                                                              |

令和6年度第2次飯塚市男女共同参画後期プラン進捗状況調査票【管理指標】

| No. | 管理指標                                             | H27年度末 | 目標値<br>(R3年度) | 現状値<br>(令和2年度) | R4年度 | R5年度 | R6年度 | 目標値<br>(R8年度) | 担当課       | R6年度中に目標達成のために<br>行った取組                               | 質問、意見                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----|--------------------------------------------------|--------|---------------|----------------|------|------|------|---------------|-----------|-------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 「男は仕事、女は家庭」という考え方（固定的な性別役割分担意識）について「そう思わない」市民の割合 | 58.9%  | 70%           | 65.4%          | -    | -    | -    | 75.0%         | 男女共同参画推進課 | 各種講座や市主催イベント等で家事・育児シニアシートを配布し、家事、育児は夫と妻とで協力して行うよう啓発した | 昨年度の委員質問への回答で、取組No.2の管理指標はNo.1とお伺いしていました。<br>管理指標No.1のR4～R6の進捗状況は空欄となっておりますが、取組No.2によっては毎年の取組の進捗状況の数値化は不可能ということなのでしょうか。<br>もし不可能だとして、さらにもしも目標達成に至らなかった場合、取組No.2自体の進捗をA（100%）としていたことをどのように説明することになるのでしょうか、お伺いします（他の取組との兼ね合い、複合的要因とでも説明なさるのならば、それでは釈然としません。）。<br>また、市民の意識調査を必要とすると思われる管理指標すべてについて言えますが、意識調査を行わなくとも進捗状況が分かるような取組を実施するべきと考えますが、元来そのような取組を選定しようとしなかった合理的理由はあるのでしょうか。<br>合理的な理由が見当たらなければ、次期プランの策定、取組の選定に当たっては考慮願いたいと思います。 | こちらの指標は、市民意識調査の結果をもとに数値を算出し、達成度を確認するものとして設定したものです。取組No.2の④主催講座および⑤出前講座開催時には、参加者にアンケートにご協力いただき、理解度や満足度などを把握しておりますが、そのアンケート結果をもって本指標の達成度の確認は難しいと考えます。<br><br>現プランにつきましては「男女の人権が尊重され、誰もが自らの意思に基づき活躍でき、安全・安心に暮らせる社会の実現」を基本理念として、男女共同参画社会の実現に向けて、市の施策の中から「124の取組（施策）」を選定し、関係各課において重点的に取組を進めています。さらにこれら124の施策の進捗状況や成果を把握・評価するために、管理指標として「27指標」設定し、その達成度合いについて継続的に確認しています。<br>現在のプランでは124すべての取組と管理指標を直接結び付けはできておりません。すべての取組の中からいくつかを管理指標として設定しているものでございます。ご理解のほど、よろしく願いたします。<br>なお、次期プランにおける取組と管理指標のあり方につきましては、市民の皆さまに分かりやすいものとなるよう検討してまいります。 |
| 3   | 「飯塚市男女共同参画プラン」について、少なくとも見たり聞いたりしたことがある市民の割合      | 22.4%  | 50%           | 7.5%           | -    | -    | -    | 50.0%         | 男女共同参画推進課 | 出前講座等でプランのPRを行った。                                     | プランを見たり聞いたりしたことがある市民の割合のR2年度現状値が目標値50%よりも大幅に低い点に問題があると思う。この点を向上させるためには何が有効か審議会等で話してはどうかと思った。また、プラン認知度のH27、R2以前のデータ、経年変化を見るデータ例えばどのような人（年齢、性別、地域等）の認知度が高い低いかの（クロス表）データがあればヒントになると思う。                                                                                                                                                                                                                                                 | 令和3年度に実施した市民意識調査では、「プランを見たり聞いたりしたことがある」と回答したのは、全体の7.5%で、そのうち認知度が高いのは、30代男性14.3%、60代男性12.1%、50代女性11.4%となっています。<br>また、平成27年度に実施した同調査では、「内容を知っているか」との問いに対し、「知っている」「見たり聞いたりしたことがある」と回答したのが、全体の22.4%で、そのうち認知度が高いのは、50代女性が29.2%、70歳以上の男性、30代男性が共に25%となっております。<br>認知度を向上させる取組について、推進委員会におきましてご助言等を賜りますようよろしくお願いいたします。                                                                                                                                                                                                                         |
| 4   | 学校教育の場で男女の地位が「平等になっている」と思う市民の割合                  | 52.2%  | 70%           | 48.8%          | -    | -    | -    | 70.0%         | 学校教育課     | ・人権教育の推進<br>・男女混合による名簿表記                              | 「男女混合による名簿表記」となっていますが、「性別で分けない名簿」という文言の方が多様な性の在り方に配慮された表現ではないかと思います。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | ・ご指摘の通りであると考えます。配慮した文言を心掛ける必要があると感じています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 5   | 男女共同参画推進センター「サンクス」を知っている市民の割合                    | 16.7%  | 50%           | 13.7%          | -    | -    | -    | 50.0%         | 男女共同参画推進課 | 出前講座等でサンクスのPRを行った。                                    | 男女共同参画推進センター「サンクス」を知っている市民の割合のR2年度現状値が目標値50%よりも大幅に低い点に問題があると思う。この点を向上させるためには何が有効か審議会等で話してはどうかと思った。また、「サンクス」認知度のH27、R2以前のデータ、経年変化を見るデータ例えばどのような人（年齢、性別、地域等）の認知度が高い低いかの（クロス表）データがあればヒントになると思う。                                                                                                                                                                                                                                        | 令和3年度に実施した市民意識調査では、「サンクスを知っている」と回答したのは、全体の13.7%で、そのうち認知度が高いのは、50代女性20.2%、40代女性17.2%、60代女性15%、50代男性14.5%となっています。<br>また、平成27年度に実施した同調査（同質問）では、「サンクスを知っている」と回答したのが、全体の16.7%で、そのうち認知度が高いのは、40代女性が26.7%、50代女性24.3%、60代女性21.6%となっております。<br>さらに、参考ですが、令和6年度に人権・同和政策課が人権問題市民意識調査を実施しており、その結果、サンクスの認知度は21.7%となっております。（50代女性38.9%、70代女性32.1%、60代女性27.6%）<br>認知度を向上させる取組について、推進委員会におきましてご助言等を賜りますようよろしくお願いいたします。                                                                                                                                  |
| 9   | まちづくり協議会の女性役員の割合が20%未満の地区数                       | 10か所   | 0か所           | 3か所            | 6か所  | 5か所  | 6か所  | 0か所           | まちづくり推進課  | 役員改選時、各センターにおいて女性役員の登用について協議会に説明を実施した。                | 女性役員の登用について説明がされたということですが、その結果今年度の体制についての変化はありませんか                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 12地区の協議会でそれぞれ増減があり、全体的に大きな変化はありませんでした。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 10  | 女性人材バンクへの登録者数                                    | 7人     | 20人           | 33人            | 39人  | 41人  | 46人  | 50人           | 男女共同参画推進課 | 女性人材バンクの登録者を増やせるよう市報、HPを活用するほか、各事業開催時にチラシを配布し周知を行った。  | 女性人材バンクの活用で向上した委員会の事例はありますか。登用方法の改革が望まれます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | R6年度では、審議会等の公募委員に応募がない場合に女性人材バンクの登録者から希望する活動分野として登録されている方の中からご紹介しました。公募の女性委員の後任となる場合が多いため女性の登用率が向上したのではなく、維持したということです。登用方法につきましては今後も研究して参ります。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 12  | 新規就農者における女性の割合→R8年度目標値では、「新規就農者における累積女性就農者数」に変更  | 11.0%  | 25%           | 10.52%         | 3人   | 4人   | 4人   | 7人            | 農林振興課     | 将来的な認定農業者育成の視点で、女性認定農業者育成事業の周知を実施                     | 「R8年度目標値では、『新規就農者における累積女性就農者数に変更』」との記載がありますが、このような管理指標の変更は許容されるのでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 前期プラン（第2次飯塚市男女共同参画プラン）では、管理指標として「新規就農者における女性の割合：目標値25%（令和3年度）」としておりましたが、現プランを策定する際に「新規就農者における累積女性就農者数」の方が適しているということで変更したものです。不要な文言が入っていましたので、「新規就農者における累積女性就農者数」に修正させていただきます。（男女共同参画推進課）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

|    |                                                         |                        |                  |                        |          |          |                             |                  |           |                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----|---------------------------------------------------------|------------------------|------------------|------------------------|----------|----------|-----------------------------|------------------|-----------|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 13 | 市職員の男性の育児休業取得率<br>（特定事業主行動計画に基づく目標）                     | 12. 5%                 | 13%              | 0%                     | 10. 0%   | 43. 5%   | 53. 3%                      | 13%              | 人事課       | 男性職員の育児休業取得促進のマネジメントフローを活用するとともに、管理職向けの研修を実施した。          | <p>・目標値の修正はできないのでしょうか。</p> <p>・「市職員の男性育児休業取得率」は資料１－２に数値記載があり、それによると目標値をすでに達成しておられるようです。</p> <p>ただ、この数値達成の内容が分かる取組の進捗管理は番号６４、取組№４０だと思いますが、その実績には取得人数のみで母数がありませんので数値達成の実際を確認できません。管理表としては不十分と思え、ひいては管理指標の数値の根拠が不十分とも思えます。</p> <p>やはり、番号６４、取組№４０については、周知回数等は取組内容に止め、指標はあくまで対象職員数及び取得者数による取得率で管理すべきと考えますが、資料の差し替えは可能でしょうか。</p> <p>また、管理指標№１３の数値と番号６４、取組№４０の実績数値から母数を算出するとＲ４からＲ６まで値が一致しないばかりか、Ｒ６は減少しています。子育て世代の退職は考えにくいので、母数の減少は疑問です。減少の理由をお伺いできますか。</p> <p>あるいは、番号６４、取組№４０の実績数値は延べ人数ではありませんか。もし延べ人数だとすれば、管理指標の積算値として妥当なのでしょうか、お伺いいたします。</p> | <p>・特定事業主行動計画の改訂を今年度実施いたしますので、目標値の修正につきましても、本改定時に実施予定としております。</p> <p>・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の状況把握を市HPに公表しており、その中では、男性職員の育児休業に係る対象者及び取得人数を公表しております。</p> <p>ここでの対象者は、国が示す基準に基づき、「配偶者が出産した男性職員数」としております。これにより求めた取得率を管理指標の実績値として報告している状況です。</p> <p>お尋ねの母数の減少については、配偶者が出産した男性職員数が減ったことによるものです。また、年度ごとに対象者数を把握しており、延べ人数による集計は行っておりません。</p> <p>なお、ご指摘の進捗管理「基本目標2」の番号64-取組No. 40につきましては、指標に係る実績に加え、休暇・休業の取得実績を記載しておりましたが、今後は、指標実績のみを記載することといたします。</p> |
| 14 | 市職員の男性の育児参加の為の休暇の取得率<br>（特定事業主行動計画に基づく目標）               | 25. 0%                 | 50%              | 47. 4%                 | 30. 0%   | 69. 6%   | 77. 8%<br>↓<br>修正<br>66. 7% | 50%              | 人事課       | 男性職員の育児休業取得促進のマネジメントフローを活用し、所属長及び対象職員への制度周知・取得促進を行った。    | <p>「市職員の男性の育児参加の為の休暇の取得率」は資料１－２に数値記載があり、それによると目標値をすでに達成しておられるようです。</p> <p>ただ、この数値達成の内容が分かる取組の進捗管理は番号６４、取組№４０だと思いますが、その実績には取得人数のみで母数がありませんので数値達成の実際を確認できません。管理表としては不十分と思え、ひいては管理指標の数値の根拠が不十分とも思えます。</p> <p>やはり、番号６４、取組№４０については、周知回数等は取組内容に止め、指標はあくまで対象職員数及び取得者数による取得率で管理すべきと考えますが、資料の差し替えは可能でしょうか。</p> <p>また、管理指標№１４の数値と番号６４、取組№４０の実績数値から母数を算出するとＲ４からＲ６まで値が一致しないばかりか、Ｒ６は減少しています。子育て世代の退職は考えにくいので、母数の減少は疑問です。減少の理由をお伺いできますか。</p> <p>あるいは、番号６４、取組№４０の実績数値は延べ人数ではありませんか。もし延べ人数だとすれば、管理指標の積算値として妥当なのでしょうか、お伺いいたします。</p>                      | <p>・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の状況把握を市HPに公表しており、その中では、男性職員の育児参加の為の休暇取得に係る対象者及び取得人数を公表しております。</p> <p>ここでの対象者は、国が示す基準に基づき、「配偶者が出産した男性職員数」としております。これにより求めた取得率を管理指標の実績値として報告している状況です。</p> <p>お尋ねの母数の減少については、配偶者が出産した男性職員数が減ったことによるものです。また、年度ごとに対象者数を把握しており、延べ人数による集計は行っておりません。</p> <p>なお、ご指摘の進捗管理「基本目標2」の番号64-取組No. 40につきましては、指標に係る実績に加え、休暇・休業の取得実績を記載しておりましたが、今後は、指標実績のみを記載することといたします。</p>                                                            |
| 17 | 一時預かり年間利用者数                                             | 5, 449人                | 6, 000人          | 1, 353人                | 1559人    | 1961人    | 2, 309                      | 6, 000人          | 保育課       | 窓口や電話対応、ガイドブックやホームページ等による周知活動を行った。                       | 一時預かりの施設への利便性などに課題はないのでしょうか。職場や自宅から離れている、実家からのアクセスに困難があるなど                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 一時預かり保育については、市内19施設で実施しており、利便性についての課題はないと考えています。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 19 | 地域において認知症に対する正しい理解を促進し、認知症の方を支える地域づくりの一端を担う認知症サポーターの養成数 | 7, 954人                | 14, 000人         | 11, 794人               | 12, 309人 | 13, 503人 | 14, 115人                    | 16, 510人         | 高齢者支援課    | 世界アルツハイマーデーに合わせてゆめタウン飯塚で実施した認知症イベントにおいて、養成講座を開催した。       | 男女共同参画の視点はどのように達成されたと考えられますか。例えば、男女で同じくらい参加があったとか、日頃かわかりが少ないと思われる男性へのPRを重点的に行ったとか・・・                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | R6に実施したゆめタウン飯塚での認知症サポーター養成講座では、女性37人に対し男性22人にご参加いただきました。また、令和6年度全体では、女性358人に対し男性254人の参加がありました。<br>男女比が完全に同数ではないものの、男性が全体の約4割を占めていることは、性別を問わず多くの方が認知症サポーター養成講座に関心を持ち、地域全体で認知症を支える意識が高まっていると考えられます。<br>今後は、さらに多くの男性が参加できるよう、講座の内容や広報方法において、例として男性の介護経験者の声を紹介したり、男性の社会参画に向けた情報提供を行うなどの工夫を検討していきます。                                                                                                                                               |
| 26 | 「交友関係や電話やメールを細かく監視」することが「DVだと思う」市民の割合                   | 男性：48. 8%<br>女性：63. 8% | 男性：70%<br>女性：70% | 男性：66. 5%<br>女性：70. 1% | -        | -        | -                           | 男性 80%<br>女性 80% | 男女共同参画推進課 | 「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、市報、市公式HPに情報を掲載し、女性に対する暴力の根絶を啓発した。 | 「『交友関係や電話やメールを細かく監視』することが『DVだと思う』市民の割合」及び「『蹴られたり、殴られたり、物を投げつけられたりした』ことがあった市民の割合」について、この割合を目標値に近づけるための取組が見当たらないと思います。もし取組がなされていないのであれば、どのように目標値を達成する予定なのでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 取組№96. 98. 100. 101が該当いたします。<br>・成人式時の配布冊子に「デートDV」の啓発記事掲載<br>・中学3年生を対象に啓発パンフレットを配付<br>・相談事業の実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 27 | 「蹴られたり、殴られたり、物を投げつけられたりした」ことがあった市民の割合                   | 男性：8. 9%<br>女性：14. 0%  | 男性：0%<br>女性：0%   | 男性：4. 2%<br>女性：6. 3%   | -        | -        | -                           | 男性 0%<br>女性 0%   | 男女共同参画推進課 |                                                          | 「『交友関係や電話やメールを細かく監視』することが『DVだと思う』市民の割合」及び「『蹴られたり、殴られたり、物を投げつけられたりした』ことがあった市民の割合」について、この割合を目標値に近づけるための取組が見当たらないと思います。もし取組がなされていないのであれば、どのように目標値を達成する予定なのでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 取組№96. 98. 100. 101が該当いたします。<br>・市報等への掲載<br>・11月の「女性に対する暴力をなくす運動期間」における啓発パネルの設置（市内28か所）<br>・主催講座や出前講座の開催<br>・相談事業の実施                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

資料 1-3 各取組に関する追加資料

番号 33、取組No.26 審議会等における女性の登用状況集計表

番号 39、取組No.29 自治会長ハンドブック（一部抜粋）

番号 99、取組No.66 広報いいつか令和 7 年 3 月号（一部抜粋）

番号 113、取組No.73 男女共同参画出前講座スライド（一部抜粋）

## 審議会等における女性の登用状況集計表

令和6年4月1日現在

## A. 市民参画で構成された審議会等=目標達成対象審議会(プラン目標分)

|              | 審議会数 | 内女性のいる審議会 | 委員数   | 内女性数 | 登用率   |
|--------------|------|-----------|-------|------|-------|
| 自治法202条の3審議会 | 78   | 78        | 905   | 342  | 37.8% |
| 市民参画分        | 6    | 5         | 575   | 221  | 38.4% |
| 計            | 84   | 83        | 1,480 | 563  | 38.0% |

## ①地方自治法(第202条の3)に基づく委員会等

| NO | 審議会・委員会名               | 設置の根拠となる法令等                     | 男性 | 女性 | 委員総数 | 女性登用率 |
|----|------------------------|---------------------------------|----|----|------|-------|
| 1  | 飯塚市情報公開審査会             | 飯塚市情報公開条例                       | 3  | 2  | 5    | 40.0% |
| 2  | 飯塚市個人情報保護審査会           | 飯塚市個人情報の保護に関する法律施行条例            | 3  | 2  | 5    | 40.0% |
| 3  | 飯塚市政務活動費審査会            | 飯塚市議会政務活動費の交付に関する条例             | 3  | 3  | 6    | 50.0% |
| 4  | 飯塚市行政不服審査会             | 行政不服審査法                         | 3  | 2  | 5    | 40.0% |
| 5  | 飯塚市防災会議                | 災害対策基本法16条6項                    | 27 | 10 | 37   | 27.0% |
| 6  | 飯塚市国民保護協議会             | 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律    | 27 | 5  | 32   | 15.6% |
| 7  | 飯塚市交通安全対策推進協議会         | 飯塚市附属機関の設置に関する条例                | —  | —  | —    | —     |
| 8  | 飯塚市公務災害補償等認定委員会        | 飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 | 3  | 2  | 5    | 40.0% |
| 9  | 飯塚市公務災害補償等審査会          | 飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 | 2  | 1  | 3    | 33.3% |
| 10 | 飯塚市資産等報告書審査会           | 飯塚市長等及び飯塚市議会議員の資産等の公開に関する条例     | 2  | 2  | 4    | 50.0% |
| 11 | 飯塚市職員倫理審査会             | 飯塚市職員倫理条例                       | 1  | 1  | 2    | 50.0% |
| 12 | 飯塚市特別職報酬等審議会           | 飯塚市附属機関の設置に関する条例                | —  | —  | —    | —     |
| 13 | 政治倫理審査会                | 飯塚市政治倫理条例                       | —  | —  | —    | —     |
| 14 | 飯塚市総合計画審議会             | 飯塚市附属機関の設置に関する条例                | —  | —  | —    | —     |
| 15 | 飯塚市行政経営戦略推進審議会         | 飯塚市附属機関の設置に関する条例                | 3  | 3  | 6    | 50.0% |
| 16 | 飯塚市公共施設跡地売却に係る事業者選定委員会 | 飯塚市附属機関の設置に関する条例                | 9  | 5  | 14   | 35.7% |
| 17 | 飯塚市指定管理者選定委員会          | 飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例     | 2  | 3  | 5    | 60.0% |
| 18 | 飯塚市指定管理者評価委員会          | 飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例     | 1  | 3  | 4    | 75.0% |
| 19 | 飯塚市男女共同参画推進委員会         | 飯塚市男女共同参画推進条例                   | 6  | 8  | 14   | 57.1% |
| 20 | 飯塚市男女共同参画オンブズパーソン      | 飯塚市男女共同参画推進条例                   | 1  | 1  | 2    | 50.0% |
| 21 | 飯塚市予防接種健康被害調査委員会       | 飯塚市附属機関の設置に関する条例                | 3  | 2  | 5    | 40.0% |
| 22 | 飯塚市保健センター運営委員会         | 飯塚市保健センター条例                     | 8  | 3  | 11   | 27.3% |

# ①地方自治法(第202条の3)に基づく委員会等

| NO | 審議会・委員会名                   | 設置の根拠となる法令等      | 男性 | 女性 | 委員総数 | 女性登用率 |
|----|----------------------------|------------------|----|----|------|-------|
| 23 | 飯塚急患センター運営協議会              | 飯塚急患センター条例       | 8  | 2  | 10   | 20.0% |
| 24 | 飯塚市健康づくり・食育推進協議会           | 飯塚市附属機関の設置に関する条例 | 7  | 8  | 15   | 53.3% |
| 25 | 飯塚市協働のまちづくり推進委員会           | 飯塚市協働のまちづくり推進条例  | 7  | 6  | 13   | 46.2% |
| 26 | 二瀬交流センター運営審議会              | 飯塚市交流センター条例      | 3  | 2  | 5    | 40.0% |
| 27 | 幸袋交流センター運営審議会              | 飯塚市交流センター条例      | 2  | 3  | 5    | 60.0% |
| 28 | 鎮西交流センター運営審議会              | 飯塚市交流センター条例      | 4  | 4  | 8    | 50.0% |
| 29 | 菰田交流センター運営審議会              | 飯塚市交流センター条例      | 5  | 3  | 8    | 37.5% |
| 30 | 立岩交流センター運営審議会              | 飯塚市交流センター条例      | 6  | 2  | 8    | 25.0% |
| 31 | 飯塚東交流センター運営審議会             | 飯塚市交流センター条例      | 6  | 2  | 8    | 25.0% |
| 32 | 飯塚片島交流センター運営審議会            | 飯塚市交流センター条例      | 2  | 4  | 6    | 66.7% |
| 33 | 鯉田交流センター運営審議会              | 飯塚市交流センター条例      | 3  | 5  | 8    | 62.5% |
| 34 | 穂波交流センター運営審議会              | 飯塚市交流センター条例      | 4  | 3  | 7    | 42.9% |
| 35 | 筑穂交流センター運営審議会              | 飯塚市交流センター条例      | 4  | 1  | 5    | 20.0% |
| 36 | 庄内交流センター運営審議会              | 飯塚市交流センター条例      | 5  | 3  | 8    | 37.5% |
| 37 | 額田交流センター運営審議会              | 飯塚市交流センター条例      | 4  | 4  | 8    | 50.0% |
| 38 | 国民健康保険事業の運営に関する協議会         | 国民健康保険法          | 10 | 3  | 13   | 23.1% |
| 39 | 飯塚市環境審議会                   | 環境基本条例           | 8  | 6  | 14   | 42.9% |
| 40 | 飯塚市自然環境保全対策審議会             | 飯塚市自然環境保全条例      | 3  | 3  | 6    | 50.0% |
| 41 | 飯塚市公害防止対策委員会               | 飯塚市附属機関の設置に関する条例 | 13 | 3  | 16   | 18.8% |
| 42 | 飯塚市環境保全協議会                 | 飯塚市附属機関の設置に関する条例 | 8  | 4  | 12   | 33.3% |
| 43 | 飯塚市小型自動車競走事業包括的民間委託業者選定委員会 | 飯塚市附属機関の設置に関する条例 | —  | —  | —    | —     |
| 44 | 飯塚市企業立地促進審査会               | 飯塚市附属機関の設置に関する条例 | 7  | 2  | 9    | 22.2% |
| 45 | 飯塚市新産業創出支援事業補助金審査会         | 飯塚市附属機関の設置に関する条例 | 4  | 2  | 6    | 33.3% |

# ①地方自治法(第202条の3)に基づく委員会等

| NO | 審議会・委員会名              | 設置の根拠となる法令等                  | 男性 | 女性 | 委員総数 | 女性登用率 |
|----|-----------------------|------------------------------|----|----|------|-------|
| 46 | 飯塚市販路開拓支援補助金審査会       | 飯塚市附属機関の設置に関する条例             | 4  | 1  | 5    | 20.0% |
| 47 | 新産業創出支援センター入居資格審査会    | 飯塚市新産業創出支援センター条例             | 4  | 3  | 7    | 42.9% |
| 48 | 中小企業振興円卓会議            | 飯塚市中小企業振興基本条例12条             | 9  | 6  | 15   | 40.0% |
| 49 | 飯塚市中小企業融資制度審議会        | 飯塚市附属機関の設置に関する条例             | 3  | 3  | 6    | 50.0% |
| 50 | 飯塚市観光振興基本計画策定委員会      | 飯塚市附属機関の設置に関する条例             | —  | —  | —    | —     |
| 51 | 飯塚市農業振興地域整備促進協議会      | 飯塚市附属機関の設置に関する条例             | 15 | 1  | 16   | 6.3%  |
| 52 | 飯塚市農業経営・生産対策推進協議会     | 飯塚市附属機関の設置に関する条例             | 13 | 4  | 17   | 23.5% |
| 53 | 飯塚市地方卸売市場運営審議会        | 飯塚市地方卸売市場条例                  | 10 | 4  | 14   | 28.6% |
| 54 | 飯塚市市場取引委員会            | 飯塚市地方卸売市場条例                  | 10 | 4  | 14   | 28.6% |
| 55 | 飯塚市青少年問題協議会           | 地方青少年問題協議会法                  | 10 | 5  | 15   | 33.3% |
| 56 | 飯塚市子ども・子育て会議          | 子ども・子育て支援法                   | 8  | 8  | 16   | 50.0% |
| 57 | 飯塚市公立保育所・こども園あり方検討委員会 | 飯塚市附属機関の設置に関する条例             | 3  | 5  | 8    | 62.5% |
| 58 | 飯塚市私立保育所運営法人選定委員会     | 飯塚市附属機関の設置に関する条例             | —  | —  | —    | —     |
| 59 | 飯塚市高齢社会対策推進協議会        | 飯塚市附属機関の設置に関する条例             | 15 | 5  | 20   | 25.0% |
| 60 | 飯塚市介護認定審査会            | 介護保険法                        | 73 | 27 | 100  | 27.0% |
| 61 | 飯塚市地域包括支援センター運営協議会    | 飯塚市附属機関の設置に関する条例             | 6  | 7  | 13   | 53.8% |
| 62 | 飯塚市障がい者施策推進協議会        | 飯塚市附属機関の設置に関する条例             | 7  | 8  | 15   | 53.3% |
| 63 | 飯塚市障がい者自立支援審査会        | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 | 9  | 3  | 12   | 25.0% |
| 64 | 飯塚市地域福祉推進協議会          | 飯塚市附属機関の設置に関する条例             | 5  | 12 | 17   | 70.6% |
| 65 | 飯塚市民生委員推薦会            | 民生委員法                        | 6  | 8  | 14   | 57.1% |
| 66 | 飯塚市空家等対策協議会           | 空家等対策の推進に関する特別措置法            | 11 | 3  | 14   | 21.4% |
| 67 | 飯塚市旅館等建築審査会           | 飯塚市モーテル類似施設建築規制条例            | 4  | 4  | 8    | 50.0% |
| 68 | 飯塚市都市計画審議会            | 飯塚市都市計画審議会条例                 | 14 | 3  | 17   | 17.6% |

# ①地方自治法(第202条の3)に基づく委員会等

| NO | 審議会・委員会名                          | 設置の根拠となる法令等                        | 男性 | 女性 | 委員総数 | 女性登用率 |
|----|-----------------------------------|------------------------------------|----|----|------|-------|
| 69 | 飯塚市国土利用計画審議会                      | 飯塚市附属機関の設置に関する条例                   | —  | —  | —    | —     |
| 70 | 飯塚市住居表示審議会                        | 飯塚市附属機関の設置に関する条例                   | —  | —  | —    | —     |
| 71 | 飯塚市奨学資金貸付審議会                      | 飯塚市奨学資金貸付基金条例                      | 3  | 4  | 7    | 57.1% |
| 72 | 飯塚市立学校通学区区域審議会                    | 飯塚市附属機関の設置に関する条例                   | —  | —  | —    | —     |
| 73 | 飯塚市いじめ・不登校問題連絡協議会                 | 飯塚市附属機関の設置に関する条例                   | 9  | 6  | 15   | 40.0% |
| 74 | 飯塚市中心身障がい児(者)就学指導委員会              | 飯塚市附属機関の設置に関する条例                   | 8  | 7  | 15   | 46.7% |
| 75 | 飯塚市児童センター等運営委員会委員                 | 児童福祉法                              | 4  | 7  | 11   | 63.6% |
| 76 | 給食運営審議会                           | 学校給食法                              | 4  | 6  | 10   | 60.0% |
| 77 | 飯塚市社会教育委員の会                       | 社会教育法第                             | 5  | 5  | 10   | 50.0% |
| 78 | 飯塚市図書館運営協議会                       | 図書館法                               | 3  | 6  | 9    | 66.7% |
| 79 | 飯塚市公民館運営審議会                       | 社会教育法第                             | 8  | 5  | 13   | 38.5% |
| 80 | 飯塚市子ども読書活動推進計画策定委員会               | 飯塚市附属機関の設置に関する条例                   | —  | —  | —    | —     |
| 81 | 飯塚市文化振興審議会                        | 飯塚市文化振興基本条例                        | 4  | 6  | 10   | 60.0% |
| 82 | 飯塚市文化財保護審議会                       | 飯塚市文化財保護条例                         | 5  | 4  | 9    | 44.4% |
| 83 | 飯塚市文化財保存活用推進委員会                   | 飯塚市附属機関の設置に関する条例                   | 4  | 6  | 10   | 60.0% |
| 84 | 歴史資料館協議会<br>(飯塚市文化財保存活用推進委員会専門部会) | 飯塚市文化財保存活用推進委員会規則                  | 3  | 4  | 7    | 57.1% |
| 85 | 古代史跡協議会<br>(飯塚市文化財保存活用推進委員会専門部会)  | 飯塚市文化財保存活用推進委員会規則                  | 2  | 5  | 7    | 71.4% |
| 86 | 近代化遺産協議会<br>(飯塚市文化財保存活用推進委員会専門部会) | 飯塚市文化財保存活用推進委員会規則                  | 3  | 4  | 7    | 57.1% |
| 87 | 飯塚市文化施設活用検討委員会                    | 飯塚市附属機関の設置に関する条例                   | 10 | 5  | 15   | 33.3% |
| 88 | 飯塚市立病院管理運営協議会                     | 飯塚市病院事業条例(飯塚市立病院管理運営協議会規則)         | 15 | 1  | 16   | 6.3%  |
| 89 | 飯塚市上下水道事業経営審議会                    | 飯塚市附属機関の設置に関する条例(飯塚市上下水道事業経営審議会規則) | 4  | 4  | 8    | 50.0% |
| 90 | 飯塚市水道施設運転管理及び料金収納等業務委託事業者選定委員会    | 飯塚市附属機関の設置に関する条例                   | —  | —  | —    | —     |

|     |     |     |       |
|-----|-----|-----|-------|
| 563 | 342 | 905 | 37.8% |
|-----|-----|-----|-------|

②市民参画による目標審議会等

令和6年4月1日現在

1. 市民参画で構成の委員会等

| NO | 所属課        | 審議会・委員会名     | 委員総数 | 内女性委員数 | 女性委員率 | 公募の有無                                            | 管轄            |
|----|------------|--------------|------|--------|-------|--------------------------------------------------|---------------|
| 1  | 人権・同和政策課   | 人権擁護委員（法令）   | 18   | 11     | 61.1% | 公募なし（市が推薦）                                       | 福岡法務局 飯塚市局    |
| 2  | 市民活動支援課    | 行政相談委員（法令）   | 5    | 2      | 40.0% | 公募なし（市が推薦）                                       | 九州管区 行政評価局    |
| 3  | 農林振興課      | 農区長（規則）      | 40   | 0      | 0.0%  | 公募なし、地元で決定した区長を市が集約                              | 農業委員会         |
| 4  | 農林振興課      | 生産組合長（規則）    | 198  | 12     | 6.1%  | 公募なし、地元で決定した組合長を市が集約                             | 農業委員会         |
| 5  | スポーツ振興課    | スポーツ推進委員（法）  | 30   | 11     | 36.7% | 公募・自薦のみ                                          | 市の所管（スポーツ基本法） |
| 6  | 社会・障がい者福祉課 | 民生委員・児童委員（法） | 284  | 185    | 65.1% | 地元（主に自治会長）からの推薦、市内に13ある民生委員推薦準備会を経て、市の民生委員推薦会で審議 | 厚生労働省・こども家庭庁  |
| 計② |            |              | 575  | 221    | 38.4% |                                                  |               |

【令和7年度版】

# 自治会長 ハンドブック



飯塚市自治会連合会

飯塚市役所まちづくり推進課

## 男女共同参画の推進

地域社会は、安全・安心な生活を送るための共通の基盤であり、男女が共に協力し、支えあいながら、安心して暮らせる住みよい地域づくりを進めていくことが重要です。

私たちの暮らしに最も身近な地域活動である「自治会」の運営に関する方針決定の場面に多様な意見や価値観を取り入れるためには、男女どちらか一方の意見に偏らないよう男女双方の意見が必要になります。

自治会の役員の選任は、積極的に女性を役員に登用するよう心がけ、男女ともに地域づくりに参画していきましょう。

また、「自治会長は男性、会合でのお茶出しや準備・片づけは女性」などの慣習やしきたりなどにおいて固定化された男女の役割分担意識を見直し、やる気や個性に応じてそれぞれの能力が発揮することができる自治会運営を目指しましょう。

### ③ 会議（話し合い）

#### 総 会

総会は、会員の総意で自治会の方針を決定する最高機関です。多くの自治会では年1回、4月前後に開催されています。

総会では、前年度の事業と決算、新年度の事業計画と予算、役員選出などの重要事項について審議と議決を行います。総会終了後、開催した日時と場所、審議や議決を行った事項などを議事録にまとめます。

#### 役員会・部会

役員を中心に役員会を構成し、総会で決定された事業内容を具体的に実施していきます。役員会のほかに隣組長会議などを行っているところもあります。





# サンクス



## 施設名の愛称「サンクス」の由来

多くの女性が太陽「サン」のように輝き、家庭でも街でも楠「クス」のように大きく枝を広げて欲しいという願いが込められています

## ～男女共同参画社会の実現をめざして～ 第18回サンクスフォーラム

サンクスフォーラムは男女共同参画の市民の意識の醸成を図り、男女共同参画社会づくりを推進することを目的として、市内で活動する団体と個人会員で構成された実行委員会のメンバーで毎年開催しています。

今回は、「生きづらさを抱える女性や若者は今」をテーマに、NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ理事長の赤石千衣子さんによる講演をはじめ、福岡県内で10～20代の女性を対象としたアウトリーチ活動等を行っている団体「パープルエイド」の大西良さんと前田春菜さんによる実践報告を行いました。多くの方にご参加いただき、ありがとうございました。



## 事業実施報告

男女共同参画推進センター（サンクス）では、性別や年齢にとらわれずのびのびと暮らせる豊かなまちづくりを目指してさまざまな視点から、男女共同参画社会を考える講座や事業を実施しています。今年度、これまでに開催されたものを紹介します。

## < 主催事業 >

### 1月12日開催 男女共同参画推進講演会 「女らしく・男らしくより私らしく」

講師：坂田 静香さん

若年層への啓発を目的として、二十歳を祝う会で講演会を開催しました。講演では、坂田さんから、これから社会に羽ばたく20歳のみなさんに、性別にとらわれず自分らしく生きていくためのメッセージが贈られました。



### 1月26日開催 男性の家事参画応援講座 プロから学ぶ家事道具を正しく長く 使うための講座(包丁研ぎ編)

講師：峯 祥章さん

講座では、砥石の種類や、包丁を研ぐ角度まで、細かな説明があり、実習では、みなさん集中して作業をされていました。たくさんのご参加ありがとうございました。



### 交流センターとの共同開催事業

#### ●5月27日開催(菰田交流センター)

#### 背骨コンディショニング講座

講師：山口 真吾さん

#### ●8月22日開催(菰田交流センター)

#### 防災食づくり講座

講師：飯塚市食生活改善推進員のみなさん

### ～出前講座を開催しました～

男女共同参画推進センターサンクスでは、男女共同参画についての理解を深めていただくために出前講座を行っています。今年度は、民生委員・主任児童委員定例会をはじめ各種団体の会議などで出前講座を開催させていただきました。ご協力ありがとうございました。

## <男女共同参画推進補助金交付事業>

男女共同参画社会の実現にむけて活動する団体に、男女共同参画問題解決のための事業に対し、補助金を交付しています。

6月～8月開催

### 飯塚市の幼稚園・保育園・保育サービス情報収集と発信

市内の幼稚園・認定こども園・保育園などの保育施設からアンケートに協力していただき、収集した情報を公開することで、飯塚市の子育て資源の情報提供を行いました。



10月25日(金) 開催

### 講座：今日から始める防災への一歩 ～東日本大震災の経験と防災活動をジェンダーの視点で読み解くと～

講師：堀 久美さん（大阪公立大学客員研究員・一般社団法人 LEO-G 代表）  
東日本大震災を東北で経験した講師から、具体的なデータをもとになぜ防災に男女共同参画の視点が必要なのかを学びました。



10月26日(土) 開催

### 講座：炭鉱と女たち～こんな女の歴史があったのか～

講師：井手川 泰子 さん

日本の近代化を支えた筑豊地方の炭鉱で働いた「女坑夫(鉱員)」たちの声を20年にわたり聞き、記録した「火を産んだ母たち」の著者である講師から話を聞き、女性の権利が確立されていなかった時代の炭鉱で働いた女性のたくましさ、苦勞、女性同士のつながり等を知る事ができました。



11月9日(土) 開催

### 講座：私たちのまちは私たちが変える ～市民活動とまちづくりの仕組み～

講師：藤林 詠子さん（久留米 市議会議員）

誰もが暮らしやすい社会にするために、私たちのまちを私たち市民がどう変えていけるか、そのために市民活動として何をしなければならないかを学びました。



2月16日(日)開催

### 上映会「今日も明日も負け犬。-起立性調節障害と紡いでいく-」

若年層に発症しやすいと言われている起立性調節障害、当事者の実体験をもとに製作された映画の上映会を行いました。また、映画の製作に関わった学生たちの居場所となった地域コミュニティとしての児童館を見学した報告も行いました。



### ～未来の自分に贈るカラダとココロの健幸づくり講座(更年期・睡眠編)～

●と き 3月26日(日) 18時～19時半

●ところ 飯塚市役所本庁舎 1階 多目的ホール

●講 師 昭和大学 有馬 牧子先生  
立命館大学 枝川 義邦先生

●主 催 飯塚市(男女共同参画推進課・健幸保健課)

未来の自分のために「更年期の健康づくり」や「健やかな睡眠と健康増進」について学んでみませんか。誰でも参加可能です。



男女共同参画推進センター  
(サンクス)

〒820-0041 飯塚市飯塚14番67号

☎0948-22-7058

FAX 0948-22-3609

E-mail sunkusu@city.iizuka.lg.jp

ホームページ



# 男女共同参画出前講座スライド(一部抜粋)

## 男女共同参画のために必要なこと

「男性は仕事をして、家計を支えるべきだ」  
「女性は家庭に入り、家事・育児に専念すべきだ」

性別を理由とした「べきだ」を押し付けない

※「男性が仕事をして、女性が家庭を守る」という生き方を否定するものではありません。  
様々な家庭のあり方を認め合うことが重要です。

家庭だけでなく、職場や地域にも「べきだ」は存在します  
大きな仕事は女性よりも男性がやるべきだ  
育児休暇は男性よりも女性が取るべきだ  
自治会やPTAなどの会長には男性になるべきだ

9

## 意識を変えるためには・・・



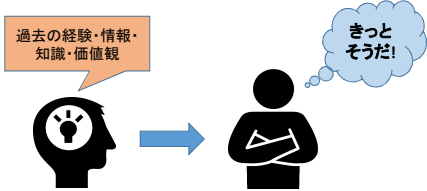
裏面は見ない  
てください!

10

## 無意識の思い込み (アンコンシャス・バイアス)

過去の経験・情報・知識などから「この人は〇〇だからこうだろう」「ふつう〇〇だからこうだろう」というように、  
あらゆるものを「自分なりに解釈する」という脳の機能

固定観念・判断の単純化・決めつけの原因



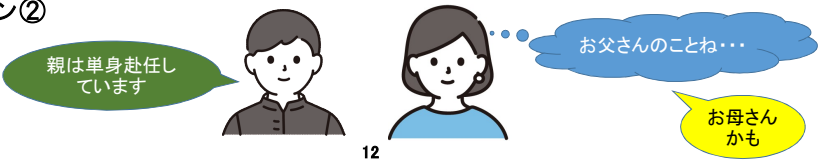
11

## 「無意識の思い込み」を意識する 「そうとは限らない」

シーン①



シーン②



12

第2次飯塚市男女共同参画後期プラン 令和6年度進捗管理について（総括表）

| 基本目標                                  | 重点目標                           | 年度  | 取組実施数 | A評価<br>(100%達成) | B評価<br>(80%達成) | C評価<br>(60%達成) | D評価<br>(50%程度しか達成できていない) | E評価<br>(全く達成できていない) | 評価対象外 |
|---------------------------------------|--------------------------------|-----|-------|-----------------|----------------|----------------|--------------------------|---------------------|-------|
| 基本目標 1<br>(あらゆる年代における男女共同参画への意識づくり)   | (1) 意識改革及び社会制度・慣行の見直しの促進       | R 6 | 13    | 10              | 1              | 0              | 1                        | 0                   | 1     |
|                                       |                                | R 5 | 13    | 9               | 2              | 0              | 1                        | 0                   | 1     |
|                                       | (2) 人権尊重・男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 | R 6 | 13    | 9               | 3              | 0              | 1                        | 0                   | 0     |
|                                       |                                | R 5 | 13    | 12              | 0              | 0              | 0                        | 1                   | 0     |
|                                       | (3) 国際的視野に立った男女共同参画の推進         | R 6 | 1     | 1               | 0              | 0              | 0                        | 0                   | 0     |
|                                       |                                | R 5 | 1     | 1               | 0              | 0              | 0                        | 0                   | 0     |
|                                       | 小計                             | R 6 | 27    | 20              | 4              | 0              | 2                        | 0                   | 1     |
|                                       |                                | R 5 | 27    | 22              | 2              | 0              | 1                        | 1                   | 1     |
| 基本目標 2<br>(あらゆる分野における女性の活躍推進)         | (1) 社会における意思決定過程への女性の参画の促進     | R 6 | 15    | 6               | 8              | 1              | 0                        | 0                   | 0     |
|                                       |                                | R 5 | 15    | 7               | 7              | 1              | 0                        | 0                   | 0     |
|                                       | (2) 働く場における女性の活躍促進             | R 6 | 29    | 16              | 11             | 0              | 2                        | 0                   | 0     |
|                                       |                                | R 5 | 29    | 13              | 14             | 0              | 2                        | 0                   | 0     |
|                                       | (3) ワーク・ライフ・バランスの推進            | R 6 | 9     | 3               | 5              | 0              | 0                        | 1                   | 0     |
|                                       |                                | R 5 | 9     | 6               | 2              | 0              | 0                        | 1                   | 0     |
|                                       | 小計                             | R 6 | 53    | 25              | 24             | 1              | 2                        | 1                   | 0     |
|                                       |                                | R 5 | 53    | 26              | 23             | 1              | 2                        | 1                   | 0     |
| 基本目標 3<br>(男女が共に支えあい、安全・安心で住みよいまちづくり) | (1) 家庭における男女共同参画の促進            | R 6 | 9     | 6               | 3              | 0              | 0                        | 0                   | 0     |
|                                       |                                | R 5 | 8     | 5               | 2              | 0              | 0                        | 1                   | 0     |
|                                       | (2) 地域社会への男女共同参画の促進            | R 6 | 13    | 10              | 3              | 0              | 0                        | 0                   | 0     |
|                                       |                                | R 5 | 12    | 9               | 3              | 0              | 0                        | 0                   | 0     |
|                                       | (3) 性の尊重とあらゆる暴力の根絶             | R 6 | 44    | 36              | 8              | 0              | 0                        | 0                   | 0     |
|                                       |                                | R 5 | 44    | 33              | 9              | 0              | 2                        | 0                   | 0     |
|                                       | (4) 様々な困難を抱える人への支援             | R 6 | 5     | 3               | 2              | 0              | 0                        | 0                   | 0     |
|                                       |                                | R 5 | 5     | 2               | 3              | 0              | 0                        | 0                   | 0     |
|                                       | 小計                             | R 6 | 71    | 55              | 16             | 0              | 0                        | 0                   | 0     |
|                                       |                                | R 5 | 69    | 49              | 17             | 0              | 2                        | 1                   | 0     |
|                                       | 合計                             | R 6 | 151   | 100             | 44             | 1              | 4                        | 1                   | 1     |
|                                       |                                | R 5 | 149   | 97              | 42             | 1              | 5                        | 3                   | 1     |

進捗評価が低評価（C、D、E評価）であった取組について

| 番号 | 取組No. | 取組内容                                                                           | 各課の取組の概要                                                   | 実施項目                                                                                                                                           | 指標                       | R4                                   | R5                                    | R6                                    | 進捗評価              | R6年度に新たに実施した取組                                                                             | 今後の取組                                                                           | 課名        | 担当課による評価詳細<br>（低評価となった要因、課題、方向性など）                                                                                                                                                                                                                        |
|----|-------|--------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|--------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 7  | 6     | 広報誌や各種講座を通じ、SDG sについて広報し、啓発に努めます。                                              | あらゆる媒体・機会を活用し、幅広く広報・啓発活動を行う。                               | ①市報掲載<br>②市ホームページ掲載(更新)<br>③情報誌サンクス発行<br>④男女共同参画推進センター主催講座開催<br>⑤出前講座開催                                                                        | 実施件数                     | ① 0件<br>② 0件<br>③ 0件<br>④ 4件<br>⑤ 0件 | ① 0件<br>② 0件<br>③ 0件<br>④ 2件<br>⑤ 13件 | ① 0件<br>② 0件<br>③ 0件<br>④ 2件<br>⑤ 17件 | D:50%程度しか達成できていない | 特になし                                                                                       | 掲載可能な媒体を洗い出し、より多く掲載していく。                                                        | 男女共同参画推進課 | 現在、男女共同参画後期プランに基づき様々な取り組みを行っているが、それはSDGs目標5「ジェンダー平等を実現しよう」の理念と同じくするものであると認識していることから、SDGsそのものの周知に不足があったものと考えている。SDGsに関する広報については今後あらゆる機会を活用し周知に取り組んでいく。                                                                                                     |
| 21 | 16    | 「コスモス大学」での一般教養講座や各地区交流センター開催の高齢者を対象とした事業の中に男女共同参画の推進に関する講座を加え、高齢者の学習の機会を提供します。 | 「コスモス大学」一般教養講座のカリキュラムや各地区交流センター講座に、男女共同参画の推進に関する講座を実施していく。 | 「コスモス大学」一般教養講座や各地区交流センター講座において、男女共同参画推進に関する講座を男女共同参画推進課と実施。                                                                                    | 実施回数                     | 0回                                   | 0回                                    | 2回                                    | D:50%程度しか達成できていない | 菰田交流センターにおいて、年齢に関係なく体調改善・健康促進と怪我の予防につながる背骨コンディショニング講座や男女共同参画の視点に基づいた避難所運営等に関する周知・意見交換を行った。 | 今後も講座等において、男女共同参画推進課と協議を行い、講座を実施していく。                                           | 生涯学習課     | コロナ禍以降において、交流センター講座やコスモス大学の講座内容計画に取り入れて実施できなかったこともあり、R4・5年度まではE評価としていました。R6年度には2回実施したものの、全交流センターでの実施には至っていないため、D評価と致しました。今後の実施について、交流センター等へ、男女共同参画の推進に関する講座の機会を提供していただくように取り組んで参ります。（生涯学習課）<br>評価については自己評価であるため、担当課としては2回ではまだ不十分と評価しD評価となっている。（男女共同参画推進課） |
| 42 | 31    | 地域活動団体等における女性の登用状況の把握に努め、団体役員への女性の登用など、女性が方針決定の場に参画できるよう団体等への啓発に努めます。          | まちづくり協議会における女性役員の登用状況を把握し、団体役員への女性の登用を促進する                 | まちづくり協議会における女性の登用状況を把握し、役員改選前に、積極的な女性役員の登用について会議で団体役員に説明し、女性参画を促進を啓発した。                                                                        | まちづくり協議会役員の女性登用率目標40%とする | 20.11%<br>37人/184人中                  | 21.72%<br>43/198人中                    | 22.51%<br>43/191人中                    | C:60%程度達成できている    | 特になし                                                                                       | 継続してまちづくり協議会における女性役員の登用状況を把握しながら、団体役員への女性の登用を促進していく                             | まちづくり推進課  | 地域活動団体における女性役員の割合は徐々に増加してきているが、目標値40%には至っていない。役員改選前に女性役員の積極的登用について呼びかけてはいるが、地域活動での役員決めは男女問わず担い手不足となっているのが現状である。一方で、地域活動そのものには多くの女性が参画している現状も把握している。地域における男女共同参画の推進に向けて、引き続き粘り強く、女性役員の登用を促す情報発信や意識啓発に取り組んでいく。                                              |
| 73 | 47    | 新規就農者支援制度や女性農業者支援制度の周知と活用を促し、新規就農者の拡充と併せて、女性新規就農者の拡大を図ります。                     | 農業の発展、地域経済の活性化のため、生活者の視点や多彩な能力を持つ女性農業者の活躍を推進する。            | 女性農業者の活躍促進事業(農業用機械、施設設備導入を支援する事業)について、電話や窓口での相談時に周知を行い、令和6年度は1名新規の事業の実施した。<br>認定農業者85人中 女性10人（3月末現在）<br>新規就農者21人中 女性4人（3月末現在）<br>計：106人中 女性14人 | 女性の就農率                   | 107人中13人<br>女性の就農率（12.1%）            | 107人中14人<br>女性の就農率（13.1%）             | 106人中14人<br>女性の就農率（13.2%）             | D:50%程度しか達成できていない | 特になし                                                                                       | 女性が農業分野へ進出できるよう、女性農業者を対象とした支援制度の周知を図り、女性新規就農者の拡大を図っていく。                         | 農林振興課     | 女性の農業分野への進出については、支援制度の周知に努めているものの女性の新規就農者の増加には至っていない。その要因として、体力的な負担や子育てにより時間が取れないことがあげられている。<br>今後も情報発信、支援事業周知に努め、女性が農業分野へ進出しやすくなるよう取り組んでいく。                                                                                                              |
| 75 | 48    | 家族経営や小規模事業所に従事する女性の労働実態の把握に努め、就労環境改善に向けた啓発を行います。                               | 女性農業者が働きやすい環境の整備を進める。                                      | 普及指導センター（担い手協）が開催した女性農業者現地視察会（1回）に参加し、女性農業者の実態の把握に努め、積極的に家族経営協定等の制度の紹介を行った。                                                                    | 研修参加者数                   | 2人                                   | 2人                                    | 2人                                    | D:50%程度しか達成できていない | 特になし                                                                                       | 家族経営に該当する場合は、協定締結の指導や助言を行い、生産組合長会議等で、制度の周知を行っている。                               | 農林振興課     | 女性農業者現地視察研修会に12名案内したうち、2名参加している。<br>今後の方向性としては、経営・生活の方針決定に参画することが、女性農業者が働きやすい環境へと繋がり、農業において女性活躍の場が増えるため、女性農業者の家族経営協定締結数を増やす。                                                                                                                              |
| 85 | 58    | 介護保険制度や介護休業制度についての周知や仕事と介護の両立に関する情報提供を行い、男女がともに介護を担うための啓発に努めます。                | 介護保険に関する講座を開催する。                                           | 介護保険に関する講座の開催                                                                                                                                  | 実施回数                     | 0回                                   | 0回                                    | 0回                                    | E:全く達成できていない      | 特になし                                                                                       | 過去の実績では、参加者確保が難しい状況にあるため実施を躊躇してしまった。今後は、他の講座開催の際に仕事と介護の両立に関する時間を取る等の検討を行っていきたい。 | 男女共同参画推進課 | 本取組については、介護保険制度や介護休業制度についての周知や、啓発の方法として「介護保険に関する講座を開催する。」としていたが、参加者確保が難しく実施できていなかった。今後は他の講座の際に一緒に開催したり、講座という形に限定せず、介護制度、介護休暇制度等の周知に関するチラシ、パンフレット等の作成などにより、男女がともに介護を担うための情報発信、啓発に努めていきたい。                                                                  |

令和6年度

育児中の柔軟な働き方制度等に関する実態調査

概要版

令和6年12月

福岡県 福祉労働部 労働局

## I. 調査の概要

### 1. 目的

本調査は、県内の民間事業所の経営者及び男女労働者を対象として、育児・介護休業制度や柔軟な働き方制度の運用状況等の実態と意識を把握し、仕事と家庭の両立ができる職場環境の整備や男女共同参画社会の推進に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

### 2. 調査地域

福岡県全域

### 3. 調査対象及び抽出方法

#### (1) 事業所調査

労働者数5人以上の民間事業所 1,500 事業所

令和4年経済センサス基礎調査の内容を記録した電子データから、労働者数5人以上の民営事業所を対象に、産業別・規模別・地域別に比例して無作為抽出。

#### (2) 労働者調査

事業所調査の対象事業所に勤務する男女労働者各 1,500 人

各対象事業所が労働者の中から、男女各1人を任意に選出。

### 4. 調査方法

郵送法（インターネット回答）

### 5. 調査基準日

事業所調査：令和5年 10月1日

労働者調査：令和6年 6月1日

### 6. 配布・回収状況

調査対象数に対する回収率は、以下のとおりである。

| 調査対象区分  | 配布数     | 有効回収数 | 有効回収率 |
|---------|---------|-------|-------|
| 事業所     | 1,500 所 | 331 所 | 22.1% |
| 労働者(女性) | 1,500 人 | 292 人 | 19.5% |
| 労働者(男性) | 1,500 人 | 226 人 | 15.1% |

### 7. 実施主体・実施機関

実施主体：福岡県福祉労働部労働局労働政策課

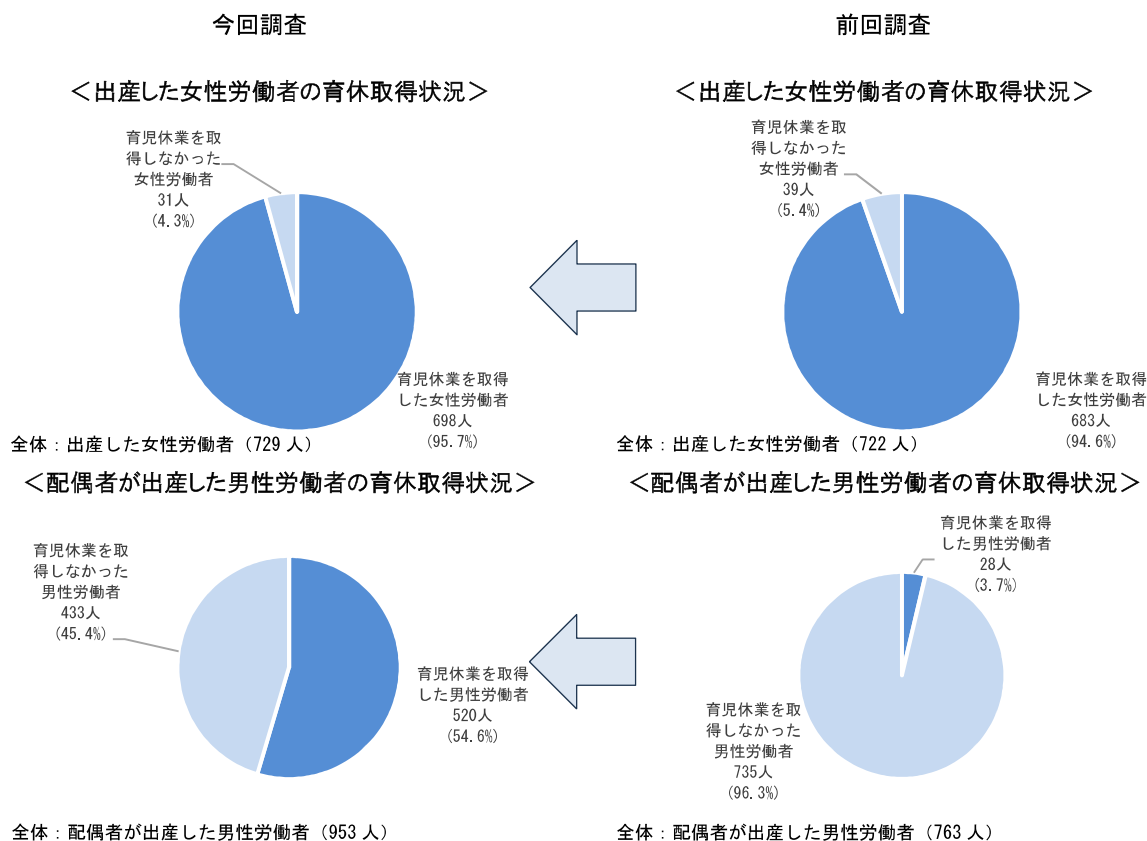
実施機関：㈱ジック福岡事務所

### 8. 報告書(概要版)を読む際の留意点

前回調査（福岡県雇用均等・仕事と家庭の両立実態調査）は平成28年10月に実施したものである。

### 3. 育児休業制度の利用状況＜事業所調査＞

- ◇今回調査で出産した女性の育児休業取得率は 95.7%で、前回調査と比較すると 1.1 ポイント高くなっています。
- ◇配偶者が出産した男性の育児休業取得率は 54.6%で、前回調査と比較すると大きく上昇しています。



#### ＜育児休業の取得者数、復職者数、退職者数＞

|                                                   | 今回調査 |     |
|---------------------------------------------------|------|-----|
|                                                   | 女性   | 男性  |
| (1)令和4年10月1日～令和5年9月30日までに出産した人数<br>※男性は配偶者が出産した人数 | 729  | 953 |
| (2)(1)のうち、令和5年10月1日までに育児休業を取得した人数                 | 698  | 520 |
| (3)復職した人数                                         | 625  | 491 |
| (4)退職した人数                                         | 39   | 16  |

#### ＜育児休業取得率＞

|                        | 今回調査  |       | 前回調査  |        |
|------------------------|-------|-------|-------|--------|
|                        | 女性    | 男性    | 女性    | 男性     |
| 育児休業取得率 ※上記(2)/(1)     | 95.7% | 54.6% | 94.6% | 3.7%   |
| 育児休業終了後の復職率 ※上記(3)/(2) | 89.5% | 94.4% | 94.1% | 100.0% |

図表 - 35 育児休業取得率（全体・業種別・事業所規模別）

|                            |                      | 女性      |             |            | 男性           |             |            |
|----------------------------|----------------------|---------|-------------|------------|--------------|-------------|------------|
|                            |                      | 出産者数(人) | 育児休業取得者数(人) | 育児休業取得率(%) | (配偶者)出産者数(人) | 育児休業取得者数(人) | 育児休業取得率(%) |
|                            | 全体(N=331)            | 729     | 698         | 95.7       | 953          | 520         | 54.6       |
| 業<br>種<br>別                | 鉱業、採石業、砂利採取業(n=3)    | 0       | 0           | 0.0        | 2            | 0           | 0.0        |
|                            | 建設業(n=23)            | 14      | 13          | 92.9       | 88           | 58          | 65.9       |
|                            | 製造業(n=32)            | 29      | 30          | 103.4      | 206          | 131         | 63.6       |
|                            | 電気・ガス・熱供給・水道業(n=8)   | 19      | 19          | 100.0      | 142          | 126         | 88.7       |
|                            | 情報通信業(n=15)          | 4       | 4           | 100.0      | 10           | 6           | 60.0       |
|                            | 運輸業、運送業(n=15)        | 26      | 30          | 115.4      | 57           | 45          | 78.9       |
|                            | 卸売業、小売業(n=33)        | 48      | 46          | 95.8       | 73           | 22          | 30.1       |
|                            | 金融業、保険業(n=15)        | 39      | 39          | 100.0      | 51           | 19          | 37.3       |
|                            | 不動産物品質貸業(n=8)        | 4       | 4           | 100.0      | 2            | 1           | 50.0       |
|                            | 学術研究、専門・技術サービス業(n=9) | 5       | 5           | 100.0      | 6            | 4           | 66.7       |
|                            | 宿泊業、飲食サービス業(n=8)     | 4       | 4           | 100.0      | 0            | 0           | 0.0        |
|                            | 生活関連サービス業、娯楽業(n=15)  | 8       | 9           | 112.5      | 1            | 1           | 100.0      |
|                            | 教育・学習支援業(n=22)       | 102     | 97          | 95.1       | 75           | 34          | 45.3       |
|                            | 医療・福祉(n=60)          | 313     | 290         | 92.7       | 109          | 47          | 43.1       |
|                            | 複合サービス事業(n=3)        | 2       | 2           | 100.0      | 2            | 2           | 100.0      |
|                            | その他サービス業(n=33)       | 9       | 6           | 66.7       | 14           | 2           | 14.3       |
|                            | その他(n=29)            | 103     | 100         | 97.1       | 115          | 22          | 19.1       |
| 事<br>業<br>所<br>規<br>模<br>別 | 5人以上30人未満(n=155)     | 34      | 29          | 85.3       | 55           | 7           | 12.7       |
|                            | 30人以上100人未満(n=77)    | 52      | 53          | 101.9      | 50           | 28          | 56.0       |
|                            | 100人以上500人未満(n=59)   | 117     | 113         | 96.6       | 152          | 65          | 42.8       |
|                            | 500人以上(n=40)         | 526     | 503         | 95.6       | 696          | 420         | 60.3       |

※出産者数を超えて育児休業取得者数を回答した事業所が含まれるため、育児休業取得率が100%を超える場合がある。